

平成23年第7回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成23年12月7日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 矢野 隆行	2 番 梶山 幾世
3 番 井狩 辰也	4 番 市木 一郎
5 番 高橋 繁夫	6 番 奥村 治男
7 番 中島 一雄	8 番 丸山 敬二
9 番 西本 俊吉	10 番 坂口 哲哉
11 番 立入三千男	12 番 太田 健一
13 番 野並 享子	14 番 小菅 六雄
15 番 田中 孝嗣	16 番 三和 郁子
17 番 鈴木 市朗	18 番 内田 聡史
19 番 田中 良隆	20 番 河野 司

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総 務 部 長	竹内 睦夫
市 民 部 長 (危機管理監)	中島 宗七	健康福祉部長	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教 育 部 長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総 務 部 次 長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	竹中 宏		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	岡野 勉	事 務 局 次 長	佐敷 政紀
書 記	三上 忠宏	書 記	若井 美園

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第85号から議第93号まで及び議第95号から議第109号まで  
(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第4号)他23件)  
質疑
- 第4 議第85号から議第93号まで及び議第95号から議第108号まで  
(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第4号)他22件)  
常任委員会付託
- 第5 議第109号  
(第1次野洲市総合計画の改訂について)  
常任委員会付託
- 第6 請願第4号及び請願第5号  
(食料・農業・農村政策にかかる請願書他1件)  
常任委員会付託
- 第7 議第110号から議第113号まで  
(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第5号)他3件)  
提案理由説明、質疑、常任委員会付託
- 第8 議会広報特別委員会委員の選任について
- 第9 一般質問

開議 午前9時00分

#### 議事の経過

○議長(田中良隆君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付しておりま

すので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第3番井狩辰也君、第4番市木一郎君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、議第85号から議第93号まで及び議第95号から議第109号まで、平成23年度野洲市一般会計補正予算(第4号)他23件を一括議題といたします。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第8番、丸山敬二君。

○8番(丸山敬二君) おはようございます。第8番、丸山敬二です。それでは、議第92号、野洲市暴力団排除条例案について、質疑をさせていただきます。本条例案は、滋賀県において、滋賀県暴力団排除条例が平成23年8月1日に施行されたことにより、滋賀県警察本部から、県内の各市町も同様の暴力団排除条例の制定を強く求められ作成したものであります。そのためか、条例の文言は、ほとんどが県条例の文言のうち、県及び県民を市及び市民に置きかえているだけであり、条例の内容としては理解できるものの、本市の条例として、言いかえれば、市民向けとしては、若干の疑問点が残るので、次の3点について質問をいたします。

まず、第1点目は定義についてであります。条例案第2条第1号、暴力団、これについては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法の第2条第2号に規定する暴力団とし、同条第2号の暴力団員についても同様、法の条項を用いているだけで、法の専門家ではない市民にはわかりません。法律は常になじみのないものです。暴対法での定義はわかりやすく書かれているのに、なぜ文言をそのまま引用しなかったのか伺います。

2点目に、同じく、市民等の定義では、市民及び事業者となっておりますが、本市の条例の中でも、市民についての定義は条例の目的により若干の違いはありますが、多くの条例は、市内に居住する、勤務する、勉強するとなっているのに、この条例では、なぜ市民についての定義をしていないのかを伺います。

3点目に、第5条第3項の文中で、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たとき

は、市及び警察に対し、当該情報を提供するよう求めるものとすると思いますが、滋賀県暴力団追放センターに対しても、情報提供は必要と思いますが、なぜ加えていないのでしょうか。以上、3点について、法規審査会で協議されたのかどうか、協議されたのであれば協議内容も含めて答弁をお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 皆さん、おはようございます。それでは、議第92号、野洲市暴力団排除条例について、丸山議員のご質問にお答えします。

この条例につきましては、議員もご承知いただいておりますように、暴力団の国民生活への悪影響に鑑み、暴力団の排除を全国的に取り組むことを目指して、警察庁の指導により、都道府県条例に準じて、各市町村で制定が進められています。まず、第1点目の定義につきましては、暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律を頂点とした全国的な取り組みであることから、県条例との整合性を図っており、法制執務上の原則であります。なお、ご指摘のわかりやすさを優先した場合、憲法を頂点とする法体系の中で、法律なり条例を制定するものであることから、制度的に破綻が生じるものであります。

次に、2点目の市民の定義であります。1点目でも申し上げたとおり、県条例との整合性を図っております。

最後に、3点目の通報先に滋賀県暴力団追放推進センターをなぜ加えなかったかのご質問であります。当センターは暴力団追放思想の普及と、暴力団排除運動を協力的に推進する等を主とした啓発活動を行う法人であります。したがって、具体的な取り締まりや、市民の保護については、第一義的な対応は、滋賀県警であり、市はそのサポートの役割を担うことになっております。また、当センターへは必要に応じて滋賀県警から情報提供されることから、不要であると判断したものであります。なお、法制審査会においても、先ほど申し上げた、法制執務上の原則により審査しており、特に意見はありませんでした。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 説明されるのは、内容は理解できるんですけど、先ほど言いましたように、やはり市民向けということで、もう少し丁寧なのが要るのではないかなど。この逐条解説を見ますと、この中には、市民はこういうことやと書いてあるんですね、解説で。市民も書いてますし、暴力団というのはどうやというのは、法律の条項はこうやと。その中に、その団体の構成員が集团的に、または常習的に、暴力的不法行為を行うことを

助長するおそれがある団体と、この説明が書いてあるんですよ。これは関係者向けのものやと思うんですね。だから、やはり市民にはそれなりにわかりやすく、僕は説明してあげないかんと違うかなと、このように思います。

それと、もう一点、暴力団の追放センターの件ですけど、暴対法ができたときに、この暴対法の概要版があるんですけども、これはそれぞれずっと経緯から書かれてるんですけど、その中に、暴力追放運動推進センターというようなことを書かれています。この中には、各都道府県に設置された、暴力追放運動推進センターは、警察と県民との橋渡し役となっておりますね。橋渡しとなっております。暴力団等の反社会的勢力に関する困りごとに関しては、駆け込み寺としての役割を果たすことになってると書かれてるんです。だから、やはり、私は何らかの形で必要であったのではないかなというふうに思います。今、回答の中に、たしか市と警察がしっかりやっているとことを言われてたんで、そうであれば、市が全部受けてワンストップサービスでもいいのではないかなと、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 丸山議員の再質問にお答えします。市民にわかりやすくということでご指摘をいただいております。この条例を広報し、あるいは啓発する場合には、わかりやすい文章で発信していきたいと考えております。県条例に準じておりますが、県の条例もこういったチラシ等を作成して、県民向けには街頭啓発等もしておりますので、そういった部分では市民にわかりやすく伝えていきたいと考えております。

それと、もう一点、暴力追放運動センターの関係でご質問がございました。基本的には先ほど答弁いたしましたように、駆け込み寺というよりも啓発を中心をして、事務局は県警の中にございます。県警のほうが職員を雇って運営しているような団体でございますので、基本的に警察権限は警察にあるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、救済するというのは、やはり警察権限ではないかなと。市はそういった部分では情報を警察へつなぐということはできても、権限的に救済というのは、現状では権限もありませんので、難しいのではないかなと考えております。

市のワンストップサービスですが、基本的に相談があったら警察へつなぐという役割は当然担っていくべきであると考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。

ちょっと簡単などころからいきますと、何も先ほどの暴力団追放センターのほうですけど、これはそういった問題解決とかそんなじゃなくて、情報提供と書いてあるんで、何もそこまで求めてることはないと思うので、やはり考えていただきたかったなど、このように思っています。

それから、私もこの県のやつ持ってますので、単に広報とかホームページというのじゃなくて、やはりこういうチラシでもって、今の市民にわかりやすい広報をしていただきたいなど、このように思います。

それから、全体的については、今の答弁を聞いててもそうですけども、先日の勉強会においてもそうですけども、一回出したやつはなかなか下げないというのがあります。ここに、去年の11月29日の部長会の議事の要録があります。その中で、これは内容を覚えてるかどうかわかりませんが、このときの内容がどうやと言うたってわからんと思いますけど、これは聞いていただいたらわかると思います。市長の指示事項で、市と市民の方で、あることでトラブルになったと。それでいろいろ意見の行き違いはあったんですけども、双方にかなり言い分があるという中で、市長は私たち行政は、市民のために仕事をしているので、もう少し丁寧な対応や物事を見きわめてはっきり伝えるとかする必要があるのでないか。行政は一度決めたら疑問を持たず突き進むところがあるので、本当にそれでいいのか、よい意味で疑問点を持って取り組んでもらう必要があると、こういうふうに市長の指示がございます。皆さんお忘れではないと思いますけども、一つこの辺はきっちり頭に、体に記憶を残してやっていただきたいと。もうお答えは結構ですので、一つ私が申しましたことを、市民にわかりやすい条例、今後も3月議会には景観条例か何か出てくるのではないかと思いますけども、その辺きっちりやっていただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 以上で、通告による議案質疑は終結をいたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

（日程第4）

○議長（田中良隆君） 日程第4、議第85号から議第93号まで及び議第95号から議第108号まで、平成23年度野洲市一般会計補正予算（第4号）他22件を一括議題と

いたします。

ただいま議題となっております議第 85 号から議第 93 号まで及び議第 95 号から議第 108 号までの各議案については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第 5)

○議長 (田中良隆君) 日程第 5、議第 109 号、第 1 次野洲市総合計画の改訂についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議第 109 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案付託表のとおり都市基盤整備特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、議第 109 号については、議案付託表のとおり都市基盤整備特別委員会に審査を付託することに決しました。

(日程第 6)

○議長 (田中良隆君) 日程第 6、請願第 4 号及び請願第 5 号、食料・農業・農村政策にかかる請願書他 1 件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 4 号及び請願第 5 号については、会議規則第 9 条第 1 項の規定により、請願文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第 7)

○議長 (田中良隆君) 日程第 7、議第 110 号から議第 113 号まで、平成 23 年度野洲市一般会計補正予算 (第 5 号) 他 3 件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長 (岡野 勉君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議件を朗読させていただきます。

議第 110 号平成 23 年度野洲市一般会計補正予算 (第 5 号)、議第 111 号工事請負契約の変更について (野洲中学校耐震補強大規模改修工事建築主体工事)、議第 112 号財産の取得について (市民活動拠点施設用地)、議第 113 号和解及び損害賠償の額を定めることについて。以上であります。

○議長 (田中良隆君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めま

す。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案いたします理由をご説明申し上げます。

まず、議第110号平成23年度野洲市一般会計補正予算（第5号）につきましては、平成20年5月に中主幼稚園の園庭の池で発生しました園児の事故の和解に係る損害賠償金130万円を追加計上しております。なお、この財源につきましては、全額保険金で賄われることとなっております。

次に、議第111号工事請負契約の変更について（野洲中学校耐震補強大規模改修工事（建築主体工事））についてご説明申し上げます。主な変更内容につきましては、大規模改修工事において、現場状況の詳細な事前確認等により、工事内容の変更や必要な工事を追加施工するものです。まず、校舎の主な変更は、当初設計より外壁塗装の劣化が激しいことからの仕様変更や防水補修として、屋上防水コンクリート及びサッシ窓枠のシーリングの補修工事、また建具の改修等を追加しております。次に、体育館の主な変更は、天井トラス耐震補強部材の構造変更、外壁塗装の劣化が激しいことからの仕様変更、屋根の排水部分及びひさし部分の防水補修、バスケットゴールの稼動機器及びステージ機能の欠損箇所の補修、また渡り廊下の手すりの設置等を追加しております。また、早期にグラウンドが広く使用できるよう、工事仮囲い施設の撤去と、工事区域として使用していたグラウンド及びテニスコートの一部の復旧工事を追加しております。以上の変更によりまして、5,039万7,900円を追加し、変更後の契約金額を2億9,714万7,900円とするものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議第112号財産の取得についてご説明申し上げます。本議案につきましては、野洲駅前のアサヒビール株式会社及びアサヒビールモルト株式会社が所有している野洲市小篠原宇立2180番2他4筆、合計面積9,345.01平方メートルを12億5,000万円で取得しようとするものです。当該土地につきましては、昨年10月アサヒビール株式会社から買取の打診を受け、半年余りの間、公開で市民参加のもと、買取可否の検討を重ねてまいりました。その結果、市民活動の拠点として、市が買い取る方針を、議会の都市基盤整備特別委員会にお諮りし、慎重にご審議、ご議論の上、ご承認をいただき、



さらに9月議会におきましては、当該土地の購入のための予算をお認めいただきました。取得価格につきましては、過去の経緯や土地引き渡し時期のおくれを根拠に価格交渉を重ねてまいりましたが、最終的には共同鑑定により報告された不動産鑑定評価額で合意をいたしました。また、引き渡し期限につきましては、当初本年12月末を予定して手続を進めておりましたが、アサヒビール側が土壌汚染対策に時間を要することからおくれが生じており、協議の結果、平成24年2月29日と定めることで、やむを得ず合意をいたしました。なお、土地売買仮契約につきましては、本年11月30日付で締結しております。また、取得目的につきましては、現時点では市民活動拠点施設の整備としておりますが、今後改めて市民や専門家を交えた検討委員会を設置し、公開により議論をしながら計画の具体化を進めてまいりたいと考えております。つきましては、当該土地を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第113号和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。平成20年5月30日、中主幼稚園において、午前9時45分ごろの自由保育時間中に、当時5歳児の園児が意識を失い、病院に搬送され、その後は回復されている事故に対し、市として事故発生時から速やかに対応し、損害賠償を含め、丁寧に話し合いを行ったところですが、理解を得られず、当該園児の保護者など4名が平成23年5月27日に損害賠償金を野洲市に求める訴訟が提起されました。その後、11月10日の第4回公判において、裁判所より和解案の提示がありました。当和解案につきましては、平成20年10月に市が当該園児の保護者に提示しました賠償額と大きな相違がないこと、また損害賠償金の金額が保険金により補填されること、さらには事故後、かなりの期間が経過しており、できるだけ早期に解決を図る必要があることから、市といたしましてもこれを受諾することとし、原告、被告双方が合意に達したところです。つきましては、当該損害賠償請求事件について、和解の要旨のとおり和解するとともに、損害賠償の額を、既払金も含めて、152万5,000円と定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） ただいま議題となっております議第110号から議第113号までの各議案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第110号から議第113号までの各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第8)

○議長(田中良隆君) 日程第8、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。12月1日付で中島一雄君から、議会広報特別委員会委員の辞任願が本職に提出され、委員会条例第13条第2項の規定により、同日、これを許可しましたのでご報告申し上げます。

ついでには、委員に欠員が生じたので、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

議会広報特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、本職より指名いたします。

議会広報特別委員会委員に第12番、太田健一君を指名いたします。

(日程第9)

○議長(田中良隆君) 日程第9、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。質問に当たりましては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第8番、丸山敬二君。

○8番(丸山敬二君) 第8番、丸山敬二です。それでは、一般質問で、まず災害に強いまちづくりのためにということで質問をさせていただきます。

去る3月11日に東北牡鹿半島沖でマグニチュード9.0という巨大地震が発生し、波の高さが8から9メートルにも及ぶ大津波が発生いたしました。この地震と大津波による被害は、2万人にも及ぶ死者・行方不明者を出し、さらには原子力発電所が壊滅的な被害を受け、周辺住民が長期の避難生活を余儀なくされました。全国地震動予測地図2010年版によりますと、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布では、本市を含む湖南・湖東地域は26から100%の地域になっております。

そこで、地震や洪水等の災害に対して強いまちづくりのためにはどのような備えが必要なのか。また、現状はどのようなになっているのかを中心に確認をさせていただきたいと思

います。

まず最初に、災害対策基本法第42条で、市町村防災会議は市町村地域防災計画を作成し、毎年これを見直さなければならないとなっていますが、本市では地域防災計画の策定年度が平成16年度から17年度というふうになっています。今年度か来年度か忘れましたが、何か見直すというのをどこか書かれてたような気もするんですが、17年度以降見直しをしていないのは何か理由があるのでしょうか。お願いします。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 災害対策基本法42条では、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないとなっております。修正については、指定避難所、職員初動マニュアルの修正等、変更が生じた際に修正を随時行っています。また、地域防災計画の見直しにつきましては、今回の震災を踏まえて国の防災指針の見直し、滋賀県の地域防災計画の見直し作業が進められておりますので、本市もこれらに沿って地域防災計画の見直しを進める予定です。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 確かに42条は今言われたように必要があると認めるときはこれを修正となっているんですけども、やはりその辺は意識してやらないかんという意味で私は見直しという言葉を使ったんですけど、中には、それから以降やったら分庁舎の件やとかいろいろあるんですけど、そういった細かいことはその中でやらないということですかね。大きい、結構あれは何ページも何百ページもありますけど、その中で事業所が変わるとかそういう簡単なやつはやらないと。先ほど言われた何かでやってるんですけど。この中ではやらないということですかね、そういうのは。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 当然施設等の整備も進めておりますし、例えば有隣館でも名称も変わっております。当然分庁舎も現在ない状況で、修正等につきましては、防災計画自体非常に分厚いものでございますので毎年つくるわけにはいきませんので、決裁定めで、例えば今年度ですと篠原幼稚園、保育園がなくなりまして、こども園になりました。そうしたことで、決裁定めでそれぞれ見直しを行っているところでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） はい、わかりました。

そしたら、次に、避難所関係について何点かお伺いをしたいと思います。学校など市が指定した避難所が今38カ所で約5,000名弱の収容が可能になっているのではないかと思います。個々の場所の収容人員について、災害の程度というのを想定して人数を出しているのでしょうか。それとも、またほかのことでこの人数を出しているのかお伺いします。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 被害想定につきましては、平成17年3月に滋賀県がまとめました地震被害予測調査で示された中で最も被害が大きい予測がされております。被害想定マグニチュード7.8で、避難者数3,662人の値を目安に被害想定しています。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） はい、わかりました。じゃ、次に行きます。

事前にちょっと調査したところでは、各学区につき1カ所にエンジンカッターやとかチェーンソー、またはエンジン発電機や投光機が備わっておりますけども、それぞれの避難所についての食料の備蓄というのは何かやられてるのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 避難場所の食料備蓄の関係でございますが、市の指定避難場所で食料を備蓄している施設はございません。なお、防災センターで備蓄している食料につきましては、想定避難者数約4,000名の1日分、1万2,000食を目安に備蓄しております。種類につきましては、アルファ米とかソフトパン缶詰等でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 各避難場所ごとにはないというのはわかりました。

それでは、次に行きますけれども、避難所が長期停電ということも考えられますけども、先ほどちょっと申しましたように、備品関係はエンジン発電機が小型で学区に1台しかないというふうなことになってますけども、停電に対する対応というのはどのように考えてますでしょうか。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 避難所の停電時の電源確保につきましては、考慮いたしておりません。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そしたら、夜なんかやったらろうそくをつけるとか、何かそんな

緊急な、もうにわかでやらないかんということですね。今後は、よく言われてます太陽光発電やとか、そういったものもひとつ考慮して、停電対応もやはり考えていかなければいけないのかなと、このように思いますので、よろしくをお願いします。

同じく避難所での、排泄物を主とした大量の生活排水というのが出ると思うんですけど、その辺の処理についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 生活排水につきましては、被害甚大により通常の排水を行うことができない場合は、下水道放流による対応を想定しております。なお、災害発生直後は水道水が使用できない状況も考えられますので、食事につきましてはアルファ米やソフトパン缶詰等の対応で行いますことによりまして、生活排水量は削減されるのではないかなと考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 下水道放流ということで、接続については事前にきちんと検討していただかないかんということですね。水分をとらへんかったらあんまり出えへんやろうという理屈で、それも一つかと思えますけど、もう1点、この11月9日に生活排水適正処理推進大会というのが大津でございました。このときには、メインのテーマが震災時にどうするんやということがやられてました。こちらの市役所のほうからも多分何名かが行かれてると思えますんで、この辺はせっかくやられたんですから、こういったところをきちんと防災計画の中に盛り込んでいただきたいなと、このように思いますので。多分環境課のほうが行かれてるんじゃないかなと思いますけど、ひとつよろしく願いしておきたいと思えます。

それから、避難所で、先ほどの県のほうで避難所の収容人員というのは3,622人程度想定したということで、数的にいけば5,000弱の能力があるということでもいいんですけど、あと、公的なもの以外で、例えば企業さんがうちの使ってもいいですよとか、そういうのを申し出ておられるところというのはございますか。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 企業からの避難場所の提供でございますが、現在、災害時における生活物資の調達等に関する協定につきまして、株式会社平和堂とイオン株式会社と締結しておりまして、駐車場を一時避難所として提供いただいております。よく似た条件の量販スーパーもございますので、今後もさらに企業へ提供を呼びかけていきたいと考

えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。そしたら、今、一時避難場所の話が出ましたけども、自主防災組織がそれぞれ組織されてると思うんですけど、市が指定する避難場所へ行く前に、それぞれの自主防災組織の中で一時避難場所を指定しているところもあると思います。この辺、市のほうで何かそういった一時避難場所を把握されているところがありましたら、例えば一時避難場所ですと自治会館やとかそれぞれのところの公園ではないかなと思うんですけど、もし把握されてましたら、公園とか自治会館がどれぐらいあるかわかればちょっと教えていただけますか。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 各自治会において、地元の公園あるいは自治会館を一次避難場所に設定されておりますが、市ではすべての自治会の一時避難場所を把握いたしておりません。基本的には自治会で、ちょうど近江富士団地ですとそれぞれ公園で赤塗りが市の指定のところへ一時集まってそこへ移動するようなマップも作成されているようでございます。今後、把握につきましても検討していきたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。私の自治会のところも自主防災の中でそういった、各公園を一時避難場所ということにして、そこへたん集まってから市の避難所のほうへ行くというようなことになってますんで、把握できましたら、そういった把握といろんな指導のほうもお願いしておきたいと思います。

次に参ります。11月に地方自治体議員フォーラムというのがありまして、それに参加しました。この中で、岩手・宮城・福島それぞれから3名の議員による報告がありました。これについてあらかじめ、そのテーマが「東北大震災 そのとき地方議員に何ができたか」というテーマをいただいて、3名の議員の方が報告したんですけども、結局報告者全議員が何もできませんでしたということをおっしゃってました。何もできない中で、自分たちは被災の状況と課題等について報告がありました。そこにあった中で、やはり重要なことは、通信手段やと、こういうふうなことを言っていました。報告者からは、防災行政無線が残っていたので、かろうじて通信手段が確保できたとか、また逆に、頼りにしていた防災無線も使えなかったというような報告もありました。

そこで、防災行政無線について幾つかお伺いしたいと思います。本市にもデジタル方式

の防災行政無線があるんですけども、これは先ほど言いましたように非常時に使えなくてはならないので、システム全体について何らかの冗長性を持たせておかなければならないと、私はこのように思います。今の無線装置だとか電源装置についてはどのような冗長化を図っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 防災行政無線の冗長化につきましては、何らかの障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように、親局及び屋外拡声子局ともに非常電源としてバッテリーが備えつけてありまして、両方とも補償時間20時間余りは稼働するというようなことになっております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 電源のほうは20時間ぐらいもつんであれば大丈夫でしょうけども、例えば無線装置そのものについては、1台しかないわけですか。現用予備とかは持っていないわけですか。肝心の無線機が今度故障したら使い物になりませんので、無線機そのものは冗長性は持たせてないのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 無線機そのものの冗長性につきましては、ちょっと把握しておりませんので、申しわけございませんがお答えできません。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） また後で教えていただければ結構ですけど、通常は無線機は現用予備を多分持ってるのではないかなと思うんですけど、予算の都合で1台しかない場合もあるかもしれませんが。

それでは、次に、以前にもちょっと質問させていただきましたけども、台風だとか大雨で窓が閉まっているとき、室内では同報装置でやられても聞き取りにくいことがあると思えますけども、戸別の受信機の設置対象を広げるとかいう考えはございませんか。ちょっとお伺いします。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 戸別受信機の関係でございますが、野洲市防災行政無線管理運用規程に基づきまして対象を決めておりまして、ご承知のことかと思いますが、災害時の要援護者、あるいは屋外受信拡声子局の音達区域外に居住されている人、あるいは子局が設置されていない自治会館の施設管理者、あるいは指定避難所の施設管理者、医療機

関、滋賀県、あるいは公共機関等、その他防災上必要と認める者ということになっておりまして、その規程に基づいて設置しているところがございますので、新たに、聞こえにくいということで拡張する考えは今のところございません。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ほかの自治体によったら、全戸別受信機を置いているようなところもあるようです。高島市が置いているのを聞いたんですけども。これも金がかかることですので、その辺は慎重にやっていただければいいかと思えますけども。

では、次に行きます。防災無線ですが、移動系については通常の業務の中でも使われるので、機能の確認というのはそのときできると思えますけども、同報系は現在月に1回しか、17日にしかやってないですね。音楽を流してるだけですけども、日常の点検は何かやられていますか。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 日常点検につきましては毎日、防災行政無線施設の親局と屋外拡声子局との受信状況をアンサーバックにより確認しております。音は出ておりませんが、状況は毎日確認しております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） それは全局答えが返ってくるんですね。親からぴんとやるとだだだだど行って全局返ってくるんですね。わかりました。大体システムはわかります。

それでは、次に、先ほど言いました17日にやってる試験は、自動プログラムで音楽を流しとるだけですね。そうすると、いざ使わないかん有事のときに、じゃあオペレーターがだれでどういうことをやるんやというのは、あらかじめ決めてますか。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 防災無線のオペレーターにつきましては、生活安全課の消防防災担当が担っております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。そのオペレーターの方は、訓練は何かやっていますか。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 訓練につきましては、市の総合防災訓練時に、各学区を対象に実施しております。機器の確認等につきましては、機器の操作手順マニュアルで対



応しておるところでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そのときというのは年に1回ですから、やはり常にマイクに向かってしゃべるというのはやっておく必要があると違うのかなと思うんです。この通信系のいわゆるそういった試験は、エンド・ツー・エンドといいますか、末端から末端までやるのが原則なんです。今言うた、途中からプログラムを自動で突っ込んでやってでは全部の確認ができないので、以前にも質問させてもらいましたが、例えば1日に数回、1回でもいいですけども、行政情報を流してシステムの確認とオペレーターの訓練を兼ねると、こういうのをやってはどうかと思います。高島市ではやっているのを私は聞きました。高島市へ行って聞きましたら、1日3回やっているようです。当然中のないのはあるかもしれませんが、そういったことでやってますけども、こういったシステムの確認とオペレーターの訓練も兼ねてというのはいかがお考えでしょうか。前回の質問みたいに、近隣がうるさいからというのはだめですよ、その答えは。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 行政情報も流してはどうかという提案でございますが、導入時にも賛否両論あったように聞いております。前回もお答えしましたように、催し物等ある場合には非常に雑音になる、あるいは勤務形態が非常に多様化しております、昼と夕方にチャイムを鳴らしただけでもそういった夜勤明けの方が寝られない、あるいはスピーカーの近くの方からは人権侵害と違うかということなどかなりの苦情等もあったようにも聞いております。そういったことで、都市化が進んでいる地域では、行政情報を一方的に流すというのは現時点では難しいのではないかと、ある意味市民合意が得られないと難しいのではないかとこのように考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 市民合意が得られないといかんということなので、ぜひ頑張ってください、ただそんなのがあからだめやだめやじゃなくて、やっぱりある程度努力はしていただかないかなかなと、このように思います。ちょっと参考ですけども、東北の大震災のときに、皆さん御存じだと思います。宮城県の南三陸町で防災無線で女性の方が最後まで津波が来るから逃げろ逃げろと言ったあそこです。あそこは、平日の午前10時と午後3時の2回、そういった行政情報を流しとったようです。4カ月半ぶりにそういったものが、完璧じゃないですけども復旧したときに、その町民の方に聞いたら、防災無線

は、時間の確認と行事の内容がわかるんで非常に重宝しているというようなことも言われているので、あんまり苦情が多いからとかばっかりじゃなくて、そういうところでは例えばさっき言いました戸別受信機で対応するとか、そういったものも検討していただいて、試験を兼ねた有効活用をやっていただきたいなど、このように思います。

次に行きますけども、防災行政無線を使つての一斉通報というのは、やはり行政側がやることですので、その放送するタイミングというのが非常に難しい面があると思うんですけど、一方ラジオであればいろんな情報も流せますし、各家庭にも複数台のラジオがあると考えられます。阪神大震災以降にコミュニティのFM局が全国で現在248局、近畿総合通信局管内では35局が運用されていると。こういった中で、このコミュニティFMの存在意義というものは、第1には地域密着性、第2には防災災害放送、第3には市民参加と言われていると。常時は市民に役立つ情報を提供し、災害発生時にはタイムリーな情報提供として有効であると思いますけども、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ご質問のコミュニティFM局の関係でございますけども、現在県内では彦根市、東近江市、草津市で運営をされておられます。いずれも民間運営であるように聞いております。コミュニティFM局につきましては、限られた区域において地域情報提供の手段として利用されておまして、災害時には情報提供の一つの手段と考えられます。今後、民間で開設をしていただければ、大いに歓迎したいというふうに思っております。しかし、課題としましては、運営に要する経費に対する資金調達の関係とか人材の確保、そして聴取者の拡大があるようでございます。

なお、本市の場合は、最も優先すべき非常時の情報伝達手段としまして、平成17年に約3億円をかけまして防災行政無線を整備したという経緯がございまして、年間の保守点検費用につきましても約730万円をかけていることから、今後、民間によるコミュニティFM局が開設されたとしましても、市からの財政的な支援につきましては、現在のところ考えておりません。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 野洲市の現状としてはわかりました。既にこういった防災行政無線があるので、その上にさらにとというのは非常に、今言われたように資金面で難しい面があるかと思えますけども、全国的にも第三セクター方式でやっている局はかなりあるようです。草津についても、あそこはもともと防災無線と言えるものはなかったらしくて、単

なる伝達するだけのものみたいやったんですけども、それがあって市がこのFM局をやるということで募集をかけた。その中で応募があったところに、FM局をやってもらった。この春、そのFM局の電波を活用して要所要所にスピーカーをつけて、そこから情報を流すと。いわゆる一斉放送、昔の有線放送的な考えですかね。そういったものをやっていると。防災無線とはやや違うと。その中で、最初の建設のときの費用は出されたようです。今、運用の費用は特段出してませんが、放送料とかそういったものは出してるようですけども、非常にこのFM放送と防災無線というのは運用が難しい面もあると思いますけど、例えば今後の防災無線の更新時期とか、そういったものについてはこれも検討のうちの一つかなと、このように思います。メンテナンスの費用で730万もかけていると。これも以前に私が質問しましたけども、その辺も、せつかく730万もかけるんやったら、月1回の方でなくて、先ほど言いましたように、やはり何か試験を兼ねた行政情報を流すのも有効な利用の仕方かなと、このように思います。

それでは、次に、自主防災組織についてお伺いをいたします。全自治会単位で、自主防災組織がほぼ100%組織されているのではないかなと思いますけども、実態と、この辺実際の活動をどういうふうに行われているか、一番肝心なのは防災訓練やと思うんですけど、その辺を把握しておりましたらちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 自主防災組織の関係でございますが、12月1日現在の自主防災組織の結成自治会数は、全体で89あるわけですが、79自治会で結成されておまして、結成率は88.7%でございます。毎年だんだん率が上がってきている状況でございます。また、この組織による平成22年度における活動状況でございますが、訓練が196回、研修が149回、点検が522回、巡視が724回となっております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 組織率は余り進んでないんですね。私は広域の議会に出ているときに、東消防で見たときはもっといったのかなと思ったんです。もうほぼ100%近いかなと思ってたんですけど。いずれにしても、訓練も200回近くやっておられるということと非常にいいんですけど、その自主防災組織が訓練をやるときに、行政側からは参加してるんでしょうか。参加状況と、そのときに指導している内容、いわゆる自主防災組織に対してやる指導内容ですね。その辺をお伺いします。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 自治会が実施する防災訓練、研修等の事前打ち合わせあるいは訓練指導につきましては、東消防署で対応願っているところでございます。また、防災行政無線の使用指導等につきましては、市の職員のほうで対応させていただいておるところでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 防災計画の中に、地域自主防災組織の避難訓練とか地域自主防災組織の整備という中には、積極的に動かないかんようなことを書かれてるんです。市長、消防機関、その他関係機関は、地域自主防災組織に云々といろいろ書かれてるんです。避難訓練の指導をするとか、資材の調達やとか、訓練に対する助言やとか、円滑に進めるようにしなさいとか、それとか座談会とか講演会などの開催に取り組むと書かれてるんです。今言われた消防機関、東消防署は市の機関やというふうに聞こえるんですけど、その辺、市として、いわゆる危機管理監の配下としてどういうふうにされているのか、これ、ここに書かれてるんですけど。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 消防職員も市の職員としての併任辞令を出しておりまして、かなり消防の活動といいますと専門的な部分もございまして、そういった部分につきましては当然消防職員のほうで対応願っている。また、起震車等も依頼がありましたら、そういった訓練等にも出動もいただいております。市としましても、自主防災組織の研修等も年間3回計画する等で取り組んでおりますので、今後もさらにそういった部分では指導等、訓練参加等の指導等をしていきたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） これは一つの、これを契機にぜひともやっていただきたいと思えます。

時間がかかり迫ってきましたので次へ行きますけれども、その自主防災組織の中に、防災士というのが今ありますね。これはNPO法人日本防災士機構が認定している民間認定になってるんですけど、これの取得をしたいというところもあるんですが、これは講習を受けて試験を受けて登録すると、こういうふうになっているんですが、この費用が6万1,000円かかりますと。登録まで含めるとですね。今現在では全国で4万人ぐらいおられるようですけども、こういった資格取得に対して補助の考えはありませんか。

○議長（田中良隆君） 危機管理監。

○危機管理監（中島宗七君） 防災士の資格取得についての支援については現在のところ考えておりません。災害発生時、市民の皆さんに求めるものとしては、初期消火、初期救助などでございまして、防災研修、あるいは防災訓練などを通じてより多くの方が初期活動できる体制づくりのほうが重要ではないかなと考えておるところでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 今言われた大勢の方が意識を持ってそれに参加するのは重要ですけど、リーダーも要るんですよ、リーダーも。やはりリーダーの養成というのが私は大事だと思います。自治会でも防災士試験受けさせたいと言うけども、やはり金がかかるということがありますので、行政としてもちょっと検討していただきたいと。6万円ぐらいかかるので、どこまで補助を出すかは別として、例えば7学区で2名ずつやるとか、そういった段階からやはり始めていただきたいなど。みんながやったらええ、みんながやったらええだけではなしに、そのためにはやっぱりリーダーが要るんです。平常時のリーダーと有事のリーダーというの絶対要りますから、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

大分時間が来たので。それから、先ほど言いました地方自治体議員フォーラムの報告の中で、議員の聞きましたら初動というのはいろいろありました。要は、はっきり言って何をしてええかわからなかったということやったんですけども、一定時間が過ぎれば、それぞれが議員を意識して仕事をしていたようです。あの時間は、地震発生の時間は、こちらも野洲でもそうでしたけれども、議会開会中のところがあって、避難誘導で亡くなった議員もおられるようです。報告の中でちょっとそんなのがありました。そこで市長にお伺ひしたいとおもいますが、私たち議員の中でも、災害時の行動というのはどうしたらいいんだろうかという声がありました。そこで、ちょっと私が思うのは、行政、市民、議会がそれぞれのこういった有事のときの行動を盛り込んだ条例ですね。例えば、仮称、災害に強いまちづくり条例みたいなものを制定して、一定のそういったものをやはり意識づけさせるようなことをやってはいかがかなと思うんですけども、市長いかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の突然のご質問で、ちょっと背景が十分わからないんですが、何もかも条例がいいのかどうかですけども、仕組みづくりは必要だと思っております、それはやはり行政というか職員あるいは議員さんだけというよりは、やはり市民全体の安全を保つための仕組みづくりをどうするか。それは当初にご質問いただいた防災計画とも

絡んできますので、今のご指摘の部分だけの条例化というよりは、大きな枠組みの中で役割分担をどうするかということかなと思ってます。安全は絶対必要なんですが、それとともにやはり今ご心配いただいているように、いろんな経費も伴いますし、労役も伴います。だから一番総合的に考えていいものはどうなのかという観点でないと、特にことしは3月あるいは台風も大きな被害がありましたから、そのときは騒ぐんですが、のど元過ぎればということの繰り返しになってますから、そういう観点からしても大きな枠組みの中でどうするかという位置づけの中で今のご質問にも対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 最初に言うておきますけど、私は通告書の中に市長と書いてあったんですけど。突然ではないんですが、これ、どないなっとるんですか。これ行ってませんの。

今、市長の言われるのはわかりますけども、いわゆるのど元過ぎればにならないように、どこかでやはり、例えば議員は起きたら連絡をとり合うというのか、どこか集合するとか、そういった基本的なところを何か要るのではないかなと、このように思います。そういった防災計画の中に盛り込むのであればそれでも結構です。今まで多分そういったところはなかったんではないかと思うんで、必要ではないかなと、このように思います。

もう1点、市長にも私は通告で書いてあるんですが、総合防災訓練のあり方なんですが、現在は救出や救護、消火等のものを一つの会場の中で、どっちかというところで行われています。もちろん見学している人にこういったことをやってるんやでということなので安心してもらうことは大事なんですけども、もっと広範囲に、それこそ多数の市民に参加してもらおうということで、例えば2つの学区あたりに分かれて、この市役所に対策本部を置いて模擬的にやってみるとか、そういうことの検討はいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも全体の計画の中でやればいいというものじゃなしに、今もかなりいろんな作業を伴いながらご協力いただいて毎年の訓練をしております。その上に地域では独自にやっておられまして、ことしの冬、例えば久野部東の自治会、雪が降ったんですけども、地域総出でやられました。安否確認までもやるという形で、私も朝からずっと参加させてもらって感動したぐらいにやっておられましたので、むしろそういう地域で積極的にやっておられるのを前提にしつつやるべきであって、今のように機械的に2

つの学区を合わせてとかというようにやるよりは、そういうあり方のほうが好ましいと思いますので、そういう自然な動きを尊重しつつ、市としてももう一段の協力、支援はさせていただきますというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 実際に対応できるような訓練をやっていただければ、別に形はいんですけれども、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に行きます。洪水から身を守るために、河川のしゅんせつということが大事なことやと思います。野洲川でも土砂が堆積して雑草やとか雑木がいっぱい生えてるわけなんですけど、先日私のところに80歳を超えた元消防団員という方から、野洲川のそういった状況を見て憂う声が寄せられました。このまま放置しておく、もう堤防が切れるとか、そういった大変な事態になると、このようなことも話されてました。こういった河川のしゅんせつ等については、どのように今認識されてるんでしょうか。お伺いします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） ご質問がございました河道内の雑木伐採並びにしゅんせつにつきましては、河川管理者として河川管理上支障を来すものを除去する必要がございます。市内の滋賀県管理河川に係ります雑木の伐採並びにしゅんせつにつきましては、年度ごとに現地の状況を確認いたしまして、自治会とも連携をとりながら、雑木の伐採並びにしゅんせつを河川管理者であります滋賀県に実施していただいているところでございます。

今ご指摘がございました野洲川につきましては、世紀の大改修と言われました野洲川改修におきまして100年に一度の洪水にも耐えられる断面で整備されました。そういった関係上、平時は通水をしておらない箇所には雑木が生える状況となっております。景観的にも好ましくない状況となっております。国土交通省では、管理上必要な経費は予算確保していただいておりますが、通水断面を侵したり、流下能力に支障がある箇所限定して、伐採がされておられるというような状況でございます。このことにつきましては、去る11月29日にも、野洲市・守山市・栗東市で構成をいたしております野洲川改修促進協議会におきまして、近畿整備局長にじきじきに雑木の伐採を要望したところであります。

また、しゅんせつにつきましても、管理上必要に応じ実施していくという、近畿整備局長よりじかに回答を受けたところでございます。今後も河川管理上支障を来します河川に

つきましては、随時、河川の管理並びに河川の改修について滋賀県及び国へ要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ぜひとも進めていただきたいんですけど、木なんかはほうっておくとどんどん大きくなって、愛鳥団体やとか自然保護団体が、何で切るんやとかいろいろあるんで、やはり手は早目に打っておかないかなかなと思いますので、その辺は、そういったところも見極めてやっていただきたいなど、このように要望しておきます。

最後になりますけども、阪神大震災で液状化という言葉を私は初めて聞きました。東北の大震災でも、遠く離れた場所でも液状化による被害というのは、余りしょっちゅう表には出てきませんでしたけど、だんだん日がたつにつれてこういうのが出てきました。野洲市の防災マップによりますと、新幹線から琵琶湖側のほとんど平地部分が液状化危険度が高いという色塗りになっております。それは危険度が高いということで、液状化の程度というのはわかりませんが、この辺を、要は液状化の危険度が高いでと知ってしまうと、やはり不安が募りますので、こういった液状化発生の可能性について、現状把握されていること、または対応とかありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 液状化についてでございますが、丸山議員からもご指摘がございました、平成19年4月に発行いたしました、そして全戸配布いたしました野洲市防災マップの地震編に、想定地震別の震度分布図や、予測した震度の結果をもとにいたしました、液状化が発生する危険度をあらわしております。その中に今ご指摘がございました新幹線よりも湖側のところが非常に多いということでございます。地震や液状化の対応につきましては、3月11日の東日本大震災で、特に千葉県のほうで発生したようでございますけども、建築物や道路構造物、あるいはインフラ整備についても耐震への対応が求められているところでございます。本市におきましても、先ほど申し上げました野洲市防災マップ作成時には、下水道事業等のボーリング調査のデータをもとにいたしまして、作成時のコンサルが液状化に対しまして検証され、作成されたものでございますが、今後は、先ほど危機管理監からも答弁がありましたように、防災計画の見直しも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。



○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） これで終わりますけども、やはりこれから災害に対して強いまちづくりというのが非常に大切なことだと思いますので、ひとつそれぞれの部署で対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長（田中良隆君） それでは、暫時休憩をいたしたいと思います。再開は10時25分といたします。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2号、第1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 皆さん、おはようございます。1番、矢野隆行でございます。この議会から1番になりました。12月定例会におきまして、私は3問のテーマにおきまして質問させていただきたいと思いますので、どうか明確なお答えをお願いいたします。

それでは初めに、災害時避難場所運営、要援護者の避難支援対策の取り組みについてお伺いさせていただきます。本年3月11日の東日本大災害に続き、台風12号、15号による被害は甚大なものでありました。9月末におきましては、我々公明党野洲市議団といたしまして、東日本の宮城県南三陸町、石巻市、女川町、名取市に行き、現状視察をしてまいりました。本当に被害の大きさに驚き、復旧・復興が8カ月過ぎた今もなかなか進んでいない現状を目の当たりにいたしまして、現政府に対しまして早い対応を強く求めたい気持ちでいっぱいでございます。

災害時要援護者の避難対策の施策につきまして、本年3月に一般質問をいたしました。その後、国の予算がようやくつきましたので、その後の取り組みについて質問いたします。災害時要援護者の避難対策の施策は進んできているものの、避難支援の現場には諸課題があるのも現実でございます。そこで消防庁では、内閣府と共同で、災害時要援護者の避難対策に関する検討会を開催し、災害時における要援護者の避難対策を検討し、各市町村職員や地域の活動主体、事業者等へのヒアリング調査も行ないました。本市におきましても、平成23年度8月補正予算におきまして、553万7,000円組み込まれております。今後どのように進めていかれるのか、次の点を伺います。

初めに避難所について1点伺います。避難所運営マニュアルの作成についてお伺いさせていただきます。

次に、要援護者に関します問題について何点か伺います。1番目、本市の要援護者の数は把握されているのか伺います。2番目、要援護者の情報を関係者間での共有について伺います。3番目、要援護者の最新の情報の維持に関します質問をいたします。4番目、避難支援の体制づくりと支援者の協力について伺います。5番目、要援護者の支援に当たって市内事業者等の協力について伺います。6番目、要援護者に配慮しました避難所運営について伺います。7番目、避難所での要援護者の支援を円滑に行うための訓練について伺います。8番目、避難所で災害時要援護者の健康維持についてお伺いさせていただきます。9番目、避難所における要援護者の支援でボランティアの協力についてお伺いさせていただきます。

次に、2点目でございますけれども、地域ブランドに新登録制度の取り組みについてお伺いさせていただきます。農林水産物、食品は、以下農水産品と申し上げますが、気候など自然条件や地域性を強みにできることから、これまで各地で地域ブランド化の取り組みが行われてきております。こうした取り組みは、地域の特性を生かしまして付加価値をつなげ、特徴あるものや品質の高いものを販売し、消費者の支持や信頼を得ようとするもので、それにより地域の農林水産業、食品産業の競争力強化や農山漁村の活性化につなげようとするものでございます。

1970年代から大量生産・大量流通の進展や輸入の増加が顕著になり、これにより需要が飽和するとともに、社会的に環境破壊・資源の大量消費への疑問が呈されたこともあり、地域の自然条件などの特徴を生かした産品を、大量生産品や規格化品と差別化して販売しようとする取り組みが1980年代ごろから行われるようになったところであり、1990年以降は、農林水産物の輸入自由化の進展や価格の低迷、消費者の食への安全志向、高品質志向の高まり等の中でその傾向が強まったところであり、これにより生まれてきたのが農林水産物、食品の地域ブランドであり、現在の成功事例を見ると、その当時から継続的に取り組まれてきたものが多いように見受けられております。

また、地域ブランドは、地域の固有の条件の中で創意工夫を凝らし生まれてくるものであることから、そのパターンはさまざまであります。例えば、対象品目の枠として考えられるのが、高級品を地域ブランド化するもの、やや高級品を地域ブランド化するもの、普通品を地域ブランド化するもの等に大きく分かれております。

2番目に、ブランド化する地域の範囲といたしましては、例えば1番目に、都道府県の範囲の地域ブランド化するのか、2番目としては複数市町村の範囲の地域ブランド化する

のか、3番目が、単一市町村の地域の範囲内でブランド化するのか、もしくは4番目に、市町村の中の一部の地域の範囲の地域ブランドにする、こういったふうに分かれると思われれます。

3点目は、取組対象品目の数として考えられることといたしましては、1番目、単品、例えば、ミカンとかネギ、こういったものもございます。2番目といたしましては、1作日の中の複数品目、例えば例といたしましては京野菜等がございます。また、3番目といたしましては、農林水産物全体についてブランド化する、こういった中におきましては、農林水産の中には食品と工業製品全体について等に、こういったふうに分かれた考え方があると思われれます。

また、こういったブランド化の考えといたしましては、地域ブランド化の取り組みに参加する業種として範囲を分けた場合といたしましては、1番目といたしましては農林水産業のみに絞るのか、2番目としては農林水産業と加工業にするのか、また、例えば3番目といたしましては、農林水産業・加工業に加えて小売業、観光業などサービス業を含めたものにしていくのか。このようにさまざまなとらえ方があると思われれます。

そこで次の点をお伺いさせていただきます。1点目といたしまして、野洲市としての地域ブランド化についての方向性をお伺いさせていただきます。具体的に2番目といたしましては、もう既に取り組んでおられますけれども、米粉ワッフルが最近の商品として販売されていますけれども、本市としての取り組み、また、ほかにもこういった商品があるのか、こういった点をお伺いさせていただきます。

続きまして、3点目の枠で質問させていただきます。地域活性化事業例「シニア世代との協働による地域づくり」についてお伺いさせていただきます。

団塊の世代を含むシニア世代の方々が地域において生きがいを持ち、積極的に社会活動に参加し、地域社会の活性化を促進することが今期待されております。例えば、財団法人地域活性化センターにおきましては、平成22年度地域活性化事例集「シニア世代との協働による地域づくり」、こういった事例集を取り組みさせていただきます、公表されております。この各事業について、シニア世代に注目した理由や協働に至った経緯、取り組みの内容、事業の成果、今後の課題と展望等を中心に、例えば福祉、環境、産業、観光、歴史・文化など分野におきまして、シニア世代の方がどのように地域づくりに貢献されたのかについて例を出されております。

ここで2点ほど紹介させていただきます。例えば、愛媛県東温市におきましては、介護

者支援ボランティア活動の中で、家庭で高齢者を介護している介護者が、1番目に通院で家を留守にするとき、2番目にリフレッシュのため留守番が必要なとき、3番目に家族の退院後、回復期における不安を相談したいときなどに利用できることになっており、利用希望者は申請書によりまして、ボランティア希望日時と内容、介護している家族の状況などを記入した申請書をつくりまして、市老連、愛媛大学病院、市社会福祉課のいずれかに提出する。こういった申請内容に基づきまして、基本的には市老連会員から募ったボランティアと愛媛大学病院の看護師が3人でチームとなりまして、希望のあった介護家庭を訪問する。こういった申請があった際に、ボランティア活動の事務局を務める市老連では、申請者がどのような支援を望んでいるのかボランティアに伝えるために、申請者本人からヒアリングを行う。その際に、特に愛媛大学病院につきましては、支援内容によって各専門分野の看護師が来ることになるので、申請者からの確かなニーズを把握するように気を付けている、こういった必要があると、事務局の大野久美子さんはこういったふうに述べておられます。

このボランティア活動におきましては、市内在住者ならば年齢を問わず利用できます。高齢者を主な対象といたしまして、利用料は申請内容につきましては無料であるが、それ以外につきましては利用者が実費を負担する、こういったふうになっておるようでございます。この中では、市老連では70人の会員ボランティアが活動に参加していますけれども、ボランティア会員になるとボランティア活動保険の対象となるので、安心して活動に参加できる、こういった工夫もされておるようでございます。

なお、市社会福祉課によりまして、医療機関が協力いたしまして、ともに参加する形のボランティア活動は、全国的にもこういったことは珍しいことであるとのことでございます。

平成22年1月におきましては、介護者支援の重要性を広く市民にアピールするために、市老連が中心となりましてシンポジウムを開催し、およそ250人の市民が参加しまして、そして、その年の4月に本格的に、このような介護者支援ボランティア活動が始まったようでございます。

2例目におきましては、茨城県日立市におきましては、豊かな自然環境やものづくりのまちといたしまして発展してきます歴史的な背景をもとに、科学する環境が整っているということで、日立市におきましてはその特長を生かしました小中学校における理数教育の充実を図るために、平成20年度から「未来を拓く科学大好き教育研究事業」を立ち上げ

ております。この委員会を設置している施策の取り組みを行っております日立理科クラブのメンバーは、現地の日立製作所グループの工場や研究所に勤務しておりました理工学博士や技術士のほか、工場で職長を務めた製造現場の匠などの科学大好きエキスパートの面々であります。これは平成22年度10月現在でメンバーは95名を数えまして、平均年齢は67.9歳であるとのことでございます。

このクラブの前身といたしましては、同じく日立製作所グループのOBで組織されました「エネルギーを考える会・ひまわり」であります。この「ひまわり」は、平成17年度から日立市内の小中学校で、主に総合的な学習の時間においてエネルギーや環境についての授業支援を行っており、その活動経験が現在のこういったクラブに引き継がれているとの事例でございます。

その多くの事例が数々まだ紹介されております。当然その中には本市が今行っておりますものづくり経営改善支援事業も、大変、本市で行っているのは誇りに思っているところでございます。

そこで3点において質問させていただきます。

これからの本市の高齢化率でございますけれども、3年後、5年後、10年後、先ほどのような予測になつてくるのか、こういったのを把握されているのか伺います。

2点目といたしましては、高齢者による介護ボランティア活動でございますけれども、厚生労働省では介護予防を推進する観点から、65歳以上の高齢者の方が介護ボランティア活動を行ったときに、市が活動実績を評価してポイント化し、そのポイントを使って介護保険料や介護サービスの利用料に充てることができる介護ボランティアポイント制度を各市町村の裁量によって実施できるよう今推進されておりますけれども、本市の見解を伺います。

3点目といたしましては、幾つかの事例を挙げましたけれども、本市のシニア世代との協働による地域づくりについての見解をお伺いさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 矢野議員の「災害時・避難場所運営・要援護者の避難支援対策の取組は」のご質問のうち、避難所運営マニュアルについて私からお答えいたします。

現行の地域防災計画の中の災害救助保護計画の避難所の開設及び運営の項目におきまして、避難所の開設の手順、流れ等についてまとめておりますが、現在のところ避難所の運

営マニュアルは策定できていない状況であります。つきましては、次期の防災計画の見直し時に、避難所の運営マニュアルも策定するよう、鋭意進めていきたいと考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、私のほうから、要援護者に関します9点にわたりますご質問にお答えいたします。

まず、1点目の本市の要援護者の数の把握でございますが、平成23年3月31日現在、要介護認定者数は1,276人、障がい者手帳をお持ちの方が2,273人、外国籍の登録者は503人と個々には把握しておりますが、それぞれ重複する方があり、実人数の把握はできておりません。

なお、今年度中には要援護者名簿の登録などのシステムを導入いたしまして、名簿の整理が行えるよう努めていきたいと、このように思っております。

それから、2点目の要援護者の情報の関係者間での共有についてでございます。要援護者情報は、個人情報保護の問題もありますので、要援護者本人の同意に基づいた要援護者名簿の作成に取り組んでいきたいと考えており、必要な情報を整理した上で、災害時に活用できる情報を、関係行政機関や自治会等で共有していきたいと考えております。

3点目の要援護者の最新の情報をどのように維持していくかという質問でございますが、今年度、災害時要援護者避難支援システムの導入を進めておりまして、このことにより要援護者名簿の一括管理及び定期的な更新ということを行う計画でおります。

4点目の避難支援の体制づくりと支援者の協力についてでございます。避難支援につきましては、各地域で要援護者に対する支援をしていただける支援者を選定いただき、地域における避難支援の体制づくりを行っていただくことを考えております。

5点目の要援護者の支援にあたっての市内事業者等の協力についてでございます。市内の介護事業所におきましては、福祉医療的ケアのノウハウをお持ちであり、福祉避難所としての協力を求めていますと考えております。また、企業等で働く外国籍など、言葉の障壁により情報が伝わらない人などの要援護者については、雇用先の協力をいただくことが必要であり、支援の協力を求めていますと考えております。

次に、6点目の要援護者に配慮した避難所運営につきましては、要援護者のニーズの把握に努め、避難所の環境と要援護者の状況を見据えながら、可能な限り環境整備等に配慮した運営が必要であると考えております。

7点目の避難所での要援護者の支援を円滑に行うための訓練についてでございます。これまで市が実施している防災訓練の中では、避難所の設置運営については、けが人は特別の避難所を設けておりましたが、要援護者は訓練の視野には入っていたものの、健常者と同じ避難所として設けておりました。今後は、日常的に支援の必要な要援護者を対象とした避難所の設置と運営の訓練が組み入れられないか検討してまいりたいと考えております。

8点目の避難所での災害時要援護者の健康の維持についてであります。医師や保健師などの協力のもと、健康相談とあわせて、ストレスやエコノミッククラス症候群といった二次的な健康被害対策の予防策などの対応をしていきたいと考えます。

9点目の避難所における要援護者の支援でボランティアの協力についてでございます。要援護者が必要とする福祉、医療などの支援を行うに際し、ボランティアの必要性は欠かすことのできないものと考えております。これまでから社会福祉協議会を窓口として、ボランティア希望者の登録やリーダー育成をしていただいております。防災訓練においても災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア希望者のできることに応じた登録と活動場所への振り分けなどを行っているところです。今後は、社会福祉協議会と連携しながら要援護者を想定したボランティアの登録や訓練も検討していき、災害時の要援護者に対するボランティア支援ができるようにしてまいりたいと考えます。

なお、災害時の要援護者支援については、今年度、災害時要援護者避難支援計画を策定中であり、これをもとに具体的な要援護者支援のマニュアルの作成にも取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 大きな2点目の「地域ブランドに新登録制度の取り組みを」というご質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の野洲市としての地域ブランドについての方向性についてでございますが、市内の農水産物で、付加価値があり、品質が高く、安定した商品をブランド化として取り組んでいこうと考えております。地域や品目に限定せず、地域独自の生産方法や品質管理により生産される農水産物やその加工品など、議員ご指摘のようなさまざまな組み合わせを考えながら検討していかなければならないと考えております。

また、国では、地域ブランドについて名産厳選の新登録制度が平成25年度から実施されるよう進めておられますが、この制度で登録されれば専用のマークがつけられるという

ことをごさいますので、ブランド価値の向上を含めて一つの販売ツールとして検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目につきましては、市内の製粉会社と連携して、平成21年度より米粉スイーツ活性化計画のもと、市内で生産された新規需要米を原料としたワッフルなどの米粉製品を市内事業者の方が製造販売に着手されておられます。市といたしましてもこの事業が円滑に行われるよう、側面的な支援を行っております。

また、米粉を使った「たでもち」につきましても、市内の和菓子屋さんの参画のもと、野洲市観光物産協会と連携を図りながら10月1日より販売開始をしたところでありますし、また、11月11日には「たでうどん」の販売にもこぎつけることができました。お客様からは、米のおいしさやタデの珍しさもあり、大変好評をいただいております。今後は、野洲市特産のタデを用いた洋菓子についても市民からの提案を取りまとめ、市内の洋菓子店などと連携を図りながら研究開発し、野洲の特産物、野洲たでブランドの創出に取り組み、野洲のお土産や名産品として長く息づくよう、また、少しでも多くの野洲の米が消費されるよう頑張ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、大きな3点目のシニア世代との協働による地域づくりについてのご質問の1点目と2点目を私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の高齢化率の予測でございますが、総合計画による将来推計人口によりますと、平成27年には23.4%、平成32年には25.1%と、4人に1人が高齢者となると、このような推計になってございます。

それから、2点目の高齢者による介護ボランティア活動についてのご質問ですが、介護ボランティアのポイント制度につきましては、平成19年に市町村の裁量により地域支援事業の一部として実施することが可能となりました。確かに、高齢者が意欲を持って介護ボランティア活動を行うことは、その高齢者にとって、社会参加活動の推進と自身の介護予防につながると思われまます。しかしながら、介護ボランティア活動は、対象となる活動内容の選定や活動実績を客観的に評価する方法が難しく、個々の事情でボランティア活動を行いたくても行えない高齢者の方もおられたり、ポイントの付与、またその管理事務が煩雑であることなど課題があることから、本市では現在のところ介護ボランティアポイント制度を導入することを予定しておりません。しかしながら、今後、他市での取り組み事



例などの状況につきましては、調査研究をしてみたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 3点目のシニア世代との協働による地域づくりについての見解についてお答えさせていただきます。

野洲市におきましては、シニア世代をメンバーの中心とした市民活動団体が、福祉、環境、保健、地域自治、まちづくり、地域づくりに貢献されており、これらの市民団体との協働による地域づくりを積極的に推進しているところであります。

市民活動支援センターにおきましては、退職シニア層の市民を対象として、市民活動を始めるきっかけやともに活動する仲間づくりの場として、「とことん野洲」の講座を開催し、38名の受講者ととともに地域づくりに参画していただいております。また、ものづくり経営交流センターにおきましては、昨年5月にセンターを開設し、国の補助金を活用しながら、「ものづくり・インストラクター・スクール」と「経営改善支援事業」を行っており、長年ものづくりの第一線で活躍され、定年退職された方々の知恵と技術を生かし、指導者としての人材育成に努めております。

こうした多くの市民や市民団体と、「市民交流イベント・やすまる広場」の開催や各コミセンでの活動発表等を行い、交流を深めながら地域づくりを展開することにより、シニア世代の知識や経験を活かしながら、さらなる活躍の場や生きがいを感じられる、生き生きしたまちづくりをめざしたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 1番目の避難所運営マニュアルですけれども、ほとんどやってないということで早々に早くつくっていただくことを願っております。

2点目に、去る9月21日10時59分だったと思うんですけれども、日野川の仁保橋におきまして観測水位が97センチになりまして、はん濫注意水位を超えたときのございますけれども、そのときの本市の対応におきまして、こういった要援護者の把握についてされておったと思うんですけれど、そのときの状況をお伺いさせていただきたいと思っております。この情報におきましては、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、こういったところからの情報でありましたので、この対処法をちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

大きな2点目でございますけれども、先ほど部長から紹介いただきましたたでうどんで

すけれども、早速お聞きしまして、そういった情報がありましたので、先日野洲市のブランドの一つにしてほしいというおうどんでございますけれども、試食に行ってきました。矢野のホームページもこの状況を書かせてもらいましたけれども、たでうどんであります。感想といたしましては、本当に粘りがありまして、食べた後にもびりっと感触があるうどんでございます。ぜひとも、まだ食べておられない方がおられましたら、一度駅前の食堂でやっておりますので食べていただきたいと思います。このように少しずつこういったふうに生まれておりますブランドですけれども、丁寧に行政といたしまして育ててほしいと思います。そういったところの仕事ぐあいを、見解というか市の取り組み方としての見解をお伺いさせていただきます。

大きな3点目でございますけれども、いろいろまだこれからの取り組みでございますけれども、ポイント制におきましては、民間のやっておられるナルクとかいろいろNPO法人もございます。こういった中でもまた考えていきたいと思っております。

先ほど報告がありましたように、本市におきましても高齢化率が上がることは本当に避けられない状況でございます。10年後には、回答があったように4人に1人が高齢者になっているわけでございますので、もう今から手おくれにならない範囲内で本当に高齢化に向けての手を打たなければならないと考えておりますけれども、こういった点についての行政の見解をお伺いさせていただきます。

この3点をよろしくお願いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、再質問の1点目で、要援護者の避難にかかわりまして、本年9月21日に発生いたしました日野川のはん濫の注意というか水位が上昇したことによりまして、その要援護者の把握の件についてお答えをしたいと思います。

その日は午前11時10分に洪水注意報が発表されました。それによりまして、特に日野川でございまして、はん濫注意水位に達したということで、野洲の場合ですと桐原橋のところがいつも注意が必要ということで、そこに水位の観測所もございまして、この発表時点で、はん濫水位3メートルでございますけれども、これに達したということで、さらにその後、桐原橋においては最高水位が3.96メートルになるであろうという予測もあわせて発表されました。この橋の避難判断水位が3.8メートルでございますので、これに近づくなりこれを超えるというような予想でございましたので、その日のうちに市長が本部長であります水防本部を設置されまして、関係本部員が招集されました。

その中で、このまま水位が上昇すれば、篠原駅前の自治会の方についての避難の準備も必要ということで、その時点で高齢者でありますとか身体に障がいをお持ちの方の把握をするようにという指示が出ました。それで私どもの部のほうで高齢福祉課なり障がい者自立支援課で持っております篠原駅前の地区のそういった名簿を集めまして、その中で整理をいたしました。そういたしましたところ、身体の不自由の方も数名おられましたし、聴覚の不自由な方、それから視覚に障がいのある方、それから精神的にも障がいのある方というような形の名寄せを行いまして、住宅案内図のほうで、どこにどの方がおられるかというような名簿作成までをいたしました。それでも避難となれば、地元の自治会の協力も得ながら、関係課が避難誘導に当たるというような予定をしておりましたけれども、幸い、この水位でございますけれども、3メートル47をピークに下がってきたということで、避難には至らなかったというふうなことでございます。そういったことで、当日は時間もなかったということで、関係課の資料の中からそういった名簿づくりをして、その辺に備えたと、こういうことでございます。

それから、大きな3点目のこれからの高齢化を迎えてどのように考えているのかということでございます。大変大きなご質問でございますけれども、実は私も10年後には高齢者の仲間入りをすることになってございまして、健康で長生きが何よりかと思っております。そういった中で、第4期の介護保険の事業計画の基本理念にも、高齢者が生きがいを持って自立して安心して生活を送ることができるまちを理念にしておりますし、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らしていけるよう、保健と福祉が連携して、保健事業や介護予防事業に取り組むと、こういうことをしておられます。

具体的には、生きがい教室でありますとか小地域ふれあいサロン、この事業には年間約1万3,000人ほどの方が参加いただいております。それから、シニアスクール、いきいき100歳体操など、こういった予防事業を実施しておりますので、より一層参加者の拡大に向けた取り組みをしていきたいと、このように思っております。それから、保健の関係でございますけれども、糖尿病などの生活習慣病をお持ちの方がございますので、そういった方を中心に疾病予防を重視した特定健診というものをやっております。これの受診率ですけれども、野洲市の場合には他市と比べ高い受診率となっておりまして、これらの予備軍の方の減少につながるよう、こういった取り組みを継続して進めていきたいと、そのような思いでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（田中利昭君） 矢野議員の、地域ブランドの関係で新商品への市としての取り組みという再度のご質問であったと思います。

当然、市といたしましても、事業が円滑に行われるように支援をしてまいりたいと考えております。そうした中で、特に必要となつてまいりますのはやはり新商品ということで、販売がまずもって大事であるわけがございますけれども、そのためには買っていただくためのPRが必要であろうと考えております。まず、新たな商品等が開発されましたら、マスコミ等へのプレス発表等は当然行う必要がございますし、何よりも食べていただく、感じていただいて、口コミによるPRが効果的であろうと考えられるわけがございます。市内あるいは市外からの多くの方がそういったものをご購入いただくというようなことで、来訪される方が多い観光イベント等におきましても機会をとらえて商品のPRに努めてまいりたいと考えております。また、開発後の販売につきましても同様にPRするように、機会あるごとに努めてまいりたいと思っております。

それと、特に市外への直接的なPRが何よりも必要でございます。今申し上げましたような取り組みもさることながら、今日までデパートの内覧会とか、あるいは特産品のコーナー等ある場合に、参加出店をする機会も多々ございます。そういった機会もとらえまして、新商品のPR、あるいはインターネットを使ったPR等に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） では、最後に、再々質問させていただきます。

大きな質問の3点目でございますけれども、地域活性化事業例集の中のシニア世代との協働による地域づくりの中で、最後に市長のほうにちょっとお伺いさせていただきたいんですけれども、野洲市ものづくりセンターにおきまして、先月韓国から多くの企業を招きまして研修が行われました。そのときの感想と、これからのものづくりセンターの取り組み、来年度以降どういったふうにされていかれるのか、そういった点もちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の再々質問で、ものづくりセンターの現況あるいは今後

のあり方についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問でもご評価いただきましたように、昨年から立ち上げてそれなりの実績が上がっております。市内の企業で勤めておられて技能を持っておられる方の活躍の場、そして市内及び近隣の事業所での業務改善で成果が上がっております、特に不良品率の改善ですとか、あるいは元下関係の継続等でも実績が上がっておりますので、そういう意味では着実に動いていると思っております。

それと、韓国にも、指導協力いただいております吉川良三さんの縁でつながってまして、韓国政府が日本の中小企業のあり方を学びたいということで、これもすごいことだと思うんですけども、日本円にして4,000万円ぐらいのお金を韓国政府の中小企業庁がつけまして、2回にわたって大きなセミナーを開いてくれてます。今回は経営者、社長等の経営者が30人あまり来て、向こうでの研修とこちらの研修を行いました。私も2回とも交流させていただきましたけれども、韓国の人たちは日本の中小企業と大企業のあり方が、韓国よりは進んでいると。そして、政府もそういう考えを持っているようであります。

どういう点かといいますと、日本の場合は大企業が下請企業を大事にしている、いろんな支援をしているという評価を向こうはしているようであります。韓国の場合はそうじゃなしに、物すごく競争性を高めているということで、そういう点で中小企業が伸びないと。そこをうまくしたいということなんですけど、決して日本も理想的ではございませんので、むしろ韓国とも結びつきながら、向こうの情報も得ながら、より日本の産業が高まっていくようにと。それと、向こうの財団の専務理事が話してましたけども、今後例のTPPとかいろんな動きがありますが、やはり近隣、日本、韓国あるいは台湾、中国といった中で競争するとともに協調する中で経済発展をしていかないといけないという観点も述べられておりますので、そういうことを含めながら、野洲の産業が元気になって世界に羽ばたいていただくとともに、アジアの全体が豊かになるような方向づけをしていきたいと思っております。

来年度につきましても、国のほうも経済産業省、一段の支援をしたいという意向で今打診を受けてますので、野洲に閉じこもらず、国、そして国内とも連携しながら一層の取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第3号、第7番、中島一雄君。

○7番（中島一雄君） 7番、中島一雄でございます。私は、環境の保全と安全の確保に

ついて、2点についての質問をさせていただきます。

野洲市は平成16年の合併以来8年目を迎え、野洲市の発展に限りない効果が期待できる、駅前のアサヒビール用地の取得への取り組み、野洲地先の市街化区域編入、小中学校の耐震化工事など、着実に安全が実感できるまちづくりが進んでおり、さきの合併の目標に近づきつつあると考えております。

しかし、その一方で、安全の基盤ともいべき河川の改修を見てみますと、一級河川の暫定改修、準用河川の改修により一定の治水効果は認められるものの、野洲市の地理的要因もあって、抜本的改修には至っていないのが実情であり、今後も飛躍的な進捗を望める状況ではありません。御存じのように、市内の市街地の排水のほとんどは必然的に祇王地区の河川に流入しており、抜本的な改修が進まない限り、流末における浸水の危険性が低減されることはありません。

そこで、当面は対症療法となりますが、河川の床張り、しゅんせつの施工により流下能力の向上を図り、河川の維持性の確保、浸水の防止、さらには農地の安全保全にも効果が期待できると考えておりますが、いかがですか。

コンクリートによる全面的な床打ちは琵琶湖の浄化を阻害することとなりますが、浄化作用に支障のない護床工があると聞いております。祇王地区で特に浸水被害の頻度が高い新川、渡瀬川などでの護床工の実施について検討をお願いするとともに、比較的規模の大きい東込田川、中の池川では適宜のしゅんせつ実施をお願いいたします。

次に、道路の安全確保についてであります。市長マニフェストには、もっとしっかりと安全・安心が挙げられておりますが、今まで言い尽くされて、確立されてきたと思われていた安全が、実は脆弱であり、ことしほど根本からの見直しが必要と思われた年はなかったのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。来年度早々、野洲市にとって長年の懸案でありました県道野洲中主線が暫定供用される運びとなったと聞いております。この県道整備は、野洲市にとりまして経済発展、利便性向上、防災上の安全性拡大など、都市基盤整備には欠かせない重要な事業であることはもちろんですが、地元周辺地域の住民にとっても悲願達成の喜びを感じているところであります。

ただ、道路の併用に伴い、当然ながら交通量が激増することが想定されますので、交通安全の確保が大きな課題となっています。特に、県道と交差しております上屋地先の市道久野部小南線、ここは斜めに交差している左右の確認が非常に難しい。既に大きな事故も

何件が発生しております。並びに、中北・北地先の市道江部北線の2カ所については、生活道路であり、通学道路でもあることから県道の供用とあわせて信号機の設置が必要と思いますが、現在の計画はどのようになっているのか、お教え願いたいと思います。

供用に伴う交差点の危険性については、市道野洲川右岸線の供用に伴って重大事故が頻発している乙窪地先の事例からも容易に想定されることであり、決して杞憂ではありません。

社会資本の整備による利便性の向上は、安全性の向上を伴ってこそ真の効果が発揮されるものであります。速やかにかつ適切な対応を期待するものであります。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、中島議員の「環境の保全と安全の確保について」にお答えをさせていただきます。大きく3点にわたりまして質問がございましたが、県道野洲中主線の信号設置に関しましては、所管いたします市民部長よりお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、中島議員よりご提案をいただきました河川の河床の底打ちでございますけれども、河川は本来自然なものでございまして、小規模な水路を除きまして、地下水にも影響することから底打ちはされないこととされております。また、しゅんせつにつきましては、先ほど丸山議員にもお答えさせていただいたとおり、河川の上管理上支障となる箇所を実施しているところでございます。

次に、渡瀬川などの護床工の実施についてでございますが、一級河川新川及び渡瀬川につきましては、御存じのように洪水時には直接童子川へ放流するのではなく、童子川を横断するサイホンによる排水のため浸水被害の頻度が高い河川の一つであることは認識いたしております。現在策定されております滋賀県の河川整備計画におきましては、新川改修は、内水排除施設、いわゆるポンプアップ方式でございますけれども、合流先の家棟川へ放流することとなっております。また、童子川との交差についても同様のポンプアップ方式で童子川へ放流する計画となっております。しかし、滋賀県におきましては財政状況が非常に厳しいということから実施には至っておりませんので、今後も引き続き要望をまいりたいと思っております。

なお、新川下流の既に用地買収が済んでおります未整備区間、いわゆる安治地先にその区間はございますけれども、その区間におきましては改修を年次的に実施されております。

また、渡瀬川につきましても、冒頭申し上げましたように管理上支障がない限り、河床の護床工やコンクリートの底打ちは行いません。また、しゅんせつは管理上必要に応じて実施をされますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の野洲中主線につきましては、新市の交通連携軸として位置づけられまして、滋賀県により重点的に整備をいただいているところでございます。平成24年春に本線の高架橋の暫定供用開始を目標に、現在、家棟川の橋梁工事並びに道路の築造工事を施工されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 続きまして、県道野洲中主線供用開始に伴う信号機の設置についてのご質問にお答えします。

ご質問にあります県道野洲中主線と市道久野部小南線交差点、また、市道江部北線につきましては、今日まで地元住民からの信号機設置要望を受け、守山警察署に設置要望をしてきました。ことしも5月末に信号機設置に係る平成24年度交通規制要望書を提出して、当該場所への地元自治会からの強い願いを叶えるべく要望活動をしました。守山警察署の話によれば、今年度、滋賀県内の新設での信号機は13基しか設置されていません。来年度につきましても予算確保が厳しく、同数程度しか設置されない状況にあるとのことでした。

また、危険度の高さによる順位づけによって設置されるため、当該箇所への設置はかなり厳しい状況と聞いております。

市としては、地元の強い要望でありますので、今後も設置に向けて継続した積極的な要望活動を続けていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 中島議員。

○7番（中島一雄君） しゅんせつの件につきましては、河川改修でございますが、保全ですね。交差点の安全の確保については、過去に私も含めて多くの議員が幾度となく一般質問の場で提起、議論されてきたわけでございますが、今の都市建設部長のお話で、もちろんサイホンの件、ポンプアップ方式、これも私は10年ほど前にも何回も一般質問をやりまして、財政的な面とかいうことで同じような答えしか返ってきておりません。現実に新川の下流と今おっしゃいましたね。下流の安治のほうから、これも去年、関係者と、草



津土木の技師です、女性の技師もおられました、図面広げて説明いただきましたが、いっこうに全然進んでおりません。結局あの辺、いわゆる琵琶湖の水面と野田のあの辺ですね、結局安治、ずっと上がって行って比留田のほうへ行くんですね。そういう図面も皆見せていただきましたけども、その辺の水面と琵琶湖の水面で全然高低差がないわけなんですね。全然流れてないのが現状でございます。

これは同じことばかり聞いとるわけですよ、私も。現実には新川は、御存じだと思いますが、台風12号のときも、もう本当に川も道も全然、ぴんと張ってしまって、いつも最終的には結局新川のほうにみんな流れてくるわけなんですね。結局耕地面積とか、耕作されている麦とか大豆とか、結局皆浸水で被害を受けたりしているのが現状なんです。それと新川は結局、県下一斉のときでもあそこは草を刈られるわけですね。そうすると、のり面が、底自体が泥なし沼なんですね。仕事が非常にしにくくて非常に気になるんですよ。そういうことも十分認識していただきたい思いでございます。

信号機の件も、これも要望が年間600ぐらい出ると。そのうち10か20しか設置できないんだということでございますが、これにも非常に、また後で申し上げますが、現実にはそうである、本当にそうかいなと疑うべき点が多々あるわけございまして、本質的には国・県が事業主体でありますので、市の立場といたしましては踏み込んだ対応が困難なことは十分理解しております。しかし、国・県が事業主体であるということは、すなわち事業化のヒカは野洲市の責任ではないかという甘い認識と、先ほども申し上げてるとおり、その場逃れの答弁が多かったのではないかと、こういう思いでございます。

行政の都合上、各事業主体は、国、県、市町と区分けが必要でございますが、その客体はいずれも野洲市内に存在しているのでありまして、事業の実現化に対する努力は、国・県と連携して、野洲の業務責任の範疇であるはずでございます。

そこでお伺いしますが、かつて質問のたびに国・県へ要望しますという答弁を繰り返してきましたが、国・県への要望の頻度とその成果に対する総括を得まして、次年度への要望にどのように反映されたのか、先ほども関連するんですけど、単なる年中行事、日程の消化、アリバイつくりのための要望と揶揄される、抗弁できない対応ではないかと思っておるわけでございますが、この件についてお伺いいたします。

それと次に、国道8号の御上神社の前の栗東市までの間における3基の信号機がいかにも渋滞が緩和されるという触れ込みで矢印信号に切りかえられたのがちょうど1年前であったと思います。しかし、当初から地元では余計に渋滞がひどくなっているということで

不評でございました。公安委員会はようやく効果がなかったことを認めまして、もとの信号機に戻すということではありますが、先日のテレビ報道で数億円の費用が無駄になったと聞いております。この費用が危険個所の信号設置に充てられていたらと思うと残念でなりません。

去る3月の議会の常任委員会で、太田議員の質問に対しまして、大震災の影響で工事がおくれていると、工事が完了したら効果が期待できると答弁を聞いております。この計画、認識の甘さを露呈したと思うが、この件に関して市としての見解をお伺いしたい。

3点目は、県道野洲中主線の供用とあわせまして、ふるさと農道もようやく県道野洲中主線まで供用されることではありますが、ここの丁字路であります。現在市道1号線まで供用される路線の延伸されることに伴い、県道へのアクセスが容易となりまして、利便性の向上、渋滞緩和への期待は大きいものがございます。しかし、ここも信号機の設置は見送られることが決定したと聞いておりますが、一体何を考えてるんやろうと思うんですけども、この辺の真意をちょっとお伺いしておきたいと思えます。

それと、信号機の設置については、各市からの要望を受けまして最終的には公安委員会が決定することは承知しておりますが、最近の信号機設置を見ておきますと、設置の基準が不明確であると疑うような事例が多々あるわけでごさいます。例えば、これは私は現場へ見に行ってきたんですけれども、県道中主線、151号線先の幅員が2メートル程度の交差点があるわけですね。そこに信号機が設置されているわけです。これは栗東市の霊仙寺の地先ということで、これは5丁目の6ということで、公安委員会S9-42、22年2月13日となっております。野洲市におきまして、うちの市内のことは余り言いたくないんですけども、市道1号線の長島地先ですね。守山市内でも設置箇所が疑問を生じる箇所が多々ございます。見受けられます。私は、この信号設置の優先順位は個別の危険度に比例するべきだと思っておりますが、実際には行政と市民ニーズにそごがあるのではないかと感じております。これは市の見解をお伺いしたいと思っております。

信号機の設置要望を、この時点で、先ほど申し上げましたこの現地を市民部長として確認されておるのか、ちょっとお尋ねしたい。現地へ行かれたのか。

それと、現在の交通量の調査、県道ではあります、現在されておるのか。

それと4点目は、河川の護床工、しゅんせつの件であります、滋賀銀行前も豪雨のたびに冠水被害を繰り返しておりますが、祇王井川については現在整備が進められているところではありますが、一日も早い事業の実施を期待しているところでもあります。しかし、一

方で、先ほども申し上げましたとおり、流末における農地の冠水被害が頻繁にしているにもかかわらず、ほとんど、先ほども部長からも話がございましたが、ほとんど見放された状況でありまして、何度も同じことを申し上げますと、台風12号のときに新川の現状は、川と農道の区別がつかない浸水の状況。特に新川などはいわゆる底沼でございまして、のり面等の除草は危険を伴い、まず難作業であります。地元では、可能な限り自己管理に努めておりますが、県下一斉清掃など困難かつ危険な作業を余儀なくされているのが実情でございまして、せめて安全に作業ができるような、護床工はだめやということでございしましたが、しゅんせつなどの対応について重ねてお願いするものであります。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。何点かにわたりました。大きく私のほうは3点ぐらいかなというふうに考えております。特に河川の関係ですね。要望はどないなってるんだということでございましたけども、毎年、国・県要望のほうにきちっと要望させていただいております、7ページで河川改修、砂防環境の整備促進という形で要望させていただいております。そういった関係で県に対しましてきちっと市民の安心安全を守るために要望させていただいておりますのが実情でございまして。

ただ、河川整備に関しまして今県は流域整備という考えを示しておられます。これにつきましては一定、やはり越水のごときは、いわゆる認めざるを得ないという状況が前提になってございます。これについても被害をこうむるのは我々市なり町でございまして、その流域整備の考えについては我々とは考え方の違いがございまして、それについては県に対してきちっと市の意見を申し上げておきたいなというふうに考えております。決してその場逃れの答弁ではございませんので。当然国道なり野洲川改修、県道なり県の河川、これについては、予算については国・県が持っておりますので、それが少しでも増額になるように要望しているというのが現状でございまして、その点をご理解を賜りたいなと思っております。

次に、ムーブメント信号ですね。2月に供用開始をされました。その後12月4日に廃止をされました。マスコミなり守山警察の話によりますと、1億4,000万円ぐらい投資をしたということでございました。中島議員もご承知のとおり、信号の設置の権限は我々は持っておりません。当然滋賀県公安委員会がその権限を持っておられますので、ムーブメント信号については、そういった関係で警察庁のモデル事業として取り組まれたという

のを聞いておりますので、ただ2月からムーブメント信号が制御されました。ただ、かんばしい、著しい成果が見られない。かえって苦情ですね。かえって渋滞が増してるやないかという苦情を大分、所管いたします私なり都市建設部なり市民部のほうにちょうだいいたしました。そのことに対しましては、きちっと守山警察署に、渋滞解消につながっていないということは申し上げておりますので、その点をご理解を賜りたいなと思っております。

そして、県道の丁字路でございます。ふるさと農道でございますけども、先ほど言いました来年の春には暫定の供用開始をさせていただきます。当然、いわゆるふるさと農道でございます。市道大篠原入町線の交差点につきましても、県で改良させていただく予定でございますが、あそこも非常に交通量が多いところでございますので、恐らく供用開始についてはかなり危険度が増すのではないかなというふうに私どもも懸念いたしております。ただ、信号の設置も、あそこにつきましても要望いたしておりますけども、ちょっとおくれるのではないかなということも聞き及んでおります。そういった点も踏まえまして、安全度を優先させるのか、それとも現在渋滞をいたしております国道8号線の解消に向けて供用開始をするのか、それにつきましては現在南部土木並びに守山警察署と協議をいたしまして、供用開始の時期を見極めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 市民部のほうも何点かあったと思うんですが、まず、警察への要望が年中行事になっているのと違うかというようなご質問があったかと思いますが、基本的に非常に野洲市内も信号設置あるいは横断歩道設置要望は各自治会からかなりの件数を受けてまして、当然ながら、必要であるということで強い地元の要望でございますので、警察のほうには常に要望いたしているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

ムーブメント信号の関係は都市建設部長がお答えしたとおりでございます。

あと、信号機設置の基準が不明確と違うかというご質問であったかと思いますが、確かに公安委員会からこういった場合には設置するというような基準は出されておきませんが、特に新しい道路ができる場合は、通行量がかなりふえるということが予測される場合は、優先されるというようなお話も聞いておりますが、たとえ公安委員会が持ってたとしても、恐らく公表されないのではないかな、常にそういった危険度を見極めながら優先順位をつ



ね。私もちょっとこれ、後で岡野局長からいただいたんですけども、ちょっと来られなかったから。これは、タイトルは交通死亡事故ゼロ野洲市を目指してと書かれております。計画期間は平成23年から平成27年度までの5年間ではありますが、しかしこれは第8次計画においても同様の目標が上げられておったわけでございます、そしてその計画目標が未達成であるにもかかわらず、その要因・課題として、ドライバーの意識改革、交通安全教育の徹底、交通安全施設整備としてであります、これらの課題は全国すべての交通事故防止に共通の、しかも永遠のテーマであり、わずか5カ年で効果が上がるとは到底思えんわけでございます。

また、具体的内容について申し上げますと、第2節に、交通安全計画の目標の欄には、幹線道路や生活道路等における安全確保のため、警察、道路管理者と関係機関が連携し、交差点等における交通事故発生件数が高い箇所を対象に、道路改良を初め交通安全施設等の整備を推進しますと書かれております。ならば、野洲川西詰めの交差点の改良ですね、前計画策定以前からの大きな課題であったはずなのに、これはいろいろと聞いておりますが、関係機関の連携にもかかわらず、結構進捗しない要素をお聞かせ願いたいと思います。さらに市内で交通事故発生頻度の高い交差点、事故発生件数、それぞれの事故発生要因等を詳細に把握した上で、具体的な対応の方針、実施のスケジュール等を策定されておられるのか、この辺をお伺いしておきたいと思います。

私は高い目標を決して否定するものではありません。しかし、安全の確保というものは、身近な、そして基本的な、実施可能なものを地道に実行していくことが大事だと思っております。高い目標が絵にかいたもちに終わらないように、その場逃れで、できないものはできない理由を明確にしまして、真摯な対応を期待するものであります。

以上です。

○議長（田中良隆君） 今の発言は関連質問ということで、少し出ている部分があるんですが、答えられる範囲で答えることがありましたらお答えをいただきたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（田中良隆君） 中島議員、今のは通告にないということで。

○7番（中島一雄君） それじゃ、結構です。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第4号、第10番、坂口哲哉君。

○10番（坂口哲哉君） 10番、坂口哲哉でございます。安心・安全の見地からということで過去に質問を行ったことから、いまだ未解決あるいは検討するとの回答をいただい

ているものに対しての質問をいたします。

道路標識前の樹木処分でございます。これは平成21年12月に質問させていただいておりますけども、小篠原上屋線の道路施設でありますけども、上屋方面から栄に入る手前に40の標識がありますが、その標識が5メートル手前で確認できます。その標識前に樹木が植栽され見えにくくなっており、その樹木を移動するか処分するか、どちらかにより処分はできないかと質問いたしましたが、いまだされておられません。そのまま放置されるのか、栄においてもひき逃げ死亡事故が発生し、いまだ犯人が捕まっておられません。標識が見えないことが原因なのかわかりませんが、スピードの出し過ぎで事故が発生した可能性も否定できない部分があると思われませんが、いかがでございますか。

そして、道路管理です。平成21年12月でございますけど、市民のご協力により一定の適切な管理を図っているものと考えている、そのシステムを実施段階まで現在煮詰めているので、もう少しお待ちいただきたいとの回答でございましたが、もう2年たちました。その後のシステムづくりはどのようになっているかお尋ねをいたします。

信号機設置と道路改良についてでございますけれども、これは過去の質問とかかわりがあるものと推察しますが、信号機の設置であります。既に場所は承知のうへと拝察いたしますが、去る11月26日午前に軽自動車同士で事故を起こし、その1台が三面水路に自動車の前部を突っ込んだ状態でとまり、幸いけが人がなかったように思われますが、このように再三にわたり事故が発生しております。警察に無届けで示談で済ませていることもたくさんあります。そういったことからして、今回国道8号線の信号をもとに戻すという話があります。1億4,000万円も使って、その信号機が役に立たず、相変わらず渋滞を招いています。その対策は、県あるいは国に対してどのような対策を講じられているのか、1億4,000万円の有効利用を図る上において、県は直接かかわらなくて道路改良あるいは信号機の設置等に大いに役立つものと思われませんが、いかがか。もったいないと言われているにもかかわらず、その対策を有効に行うことが地方にとって最善であると思われませんが、いかがでございますか。

それから、東林寺山出線から三上市三宅線の道路改良についてでございますが、かねてより三上学区より要望があるように、野洲高校へ通う高校生が自転車走行を行うのに非常苦慮しておることは常々ご承知のことと思います。安心・安全の見地からこのままでよいのかお尋ねをいたします。

次に、農業振興計画についてです。平成22年3月と平成23年3月に質問させていた

だいております。農業に係る諸課題を直視させていただいて、本市における魅力ある農業、農村の振興の展望を開く計画策定を来年度中に行い、農業施策につなげてまいりたいとの答弁でしたが、農業振興計画の策定がどこまでできているかお尋ねいたします。

また、本年3月議会においても、計画の中での農業後継者と新規就農希望者の対策についても、地域の現状を把握した上で、新規就農者の農業大学校への就学支援、受入先農業者の把握や紹介、市内で就農するための農地の確保の支援、インターンシップ制度の導入などをプログラムとして施策をつくり上げたいと考えているとの答弁でしたが、それでは地域の現状をどのように把握されたのか、新規就農者の農業大学校への就学支援はあったのかどうか、受入先農業者の把握や紹介はどの程度やられたのか、市内で就農するための農地の確保の支援はあったのかどうか、インターンシップ制度の導入はいつごろ予定されているのか、それぞれについてお尋ねいたします。

次に、設備投資に対する補助についてであります。国の補助制度等の制度の紹介や手続などの側面的な支援をするなど付加価値の高い施設園芸や果樹などの生産販売も一層推進してまいりたいと考えておりますとの答弁でありましたが、そうした付加価値の高いものをつくるとなると、施設園芸が大方必要になるものと思います。そうした中で、国の補助制度だけではなく、市単独の補助あるいは商工会に小口簡易資金貸付制度がありますが、そのようなたぐいの物の考えはございませんか。国の補助制度は、大農家を対象に、小農家は切り捨てみたいなものになっていると思われまます。小農家でも施設園芸を行いたい資金がない等あきらめが先になり農業をあきらめる方が多いのと、後継者問題であきらめる人が多いのではないかとお尋ねいたします。

次に、市長のTPPについての考え方についてお聞きします。これだけのTPP反対の意見書を提出していながら、無視したような政府の行動に対して怒りを覚えるものであり、もしも政府がTPPに参加すると、野洲市農業振興計画にどのように反映されるのかをお尋ねいたします。

次にQ-U活用についてでございます。教育長は本年3月の代表質問に対してこのように答弁されておられますが、学級集団あるいは個人を分析の結果に基づき、学校集団づくりあるいはいじめの問題等の予防という意味から有効な手段だと、そして委託に係る一定のコストがかかる、各学校の意見を聞きながら、あるいは他市町の状況も研究しながら調査研究してまいりたいと答弁されていることについて、一定のコストは幾らになりますか。また、調査されたかお尋ねをいたします。



以上です。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。

（午前 11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中島議員から発言を求められておりますので、これを許可します。中島議員。

○7番（中島一雄君） 私の午前中の一般質問、根拠のないうわさ話の発言につきまして、取り消しをさせていただきます。以上であります。

○議長（田中良隆君） それでは、先ほどの坂口議員の一般質問の答弁から入りたいと思います。

市長。

○市長（山仲善彰君） 坂口議員の農業振興計画についてのご質問のうち、TPPについての考え方の問いかけに対して、私のほうからご答弁させていただきます。その他のご質問に対しましては、担当部長からお答えをいたします。

TPPの交渉参加につきましては、野洲市では特に農業では、米等、穀物栽培が主流となっており、農業に与える影響が多大なものであると考えておりまして、現状のままであれば農業面を考えれば参加に対しては反対するものであります。

しかし、TPPについては農業だけではなく影響を受ける業界も多岐にわたり、これらに対する情報が不十分であり、国においては産業・就労構造全体を見きわめた上で、慎重かつ、国の将来のあり方を展望した対応をしていただきたいと考えております。

このような中で、野洲市として、産業と雇用を守り、健全なまちづくりを進めるために、できることをやっていかなければならないと考えております。農業面では、農業構造の改善や経営合理化の促進、付加価値の高い商品の生産などとともに、食育や地産地消を通して5万人市民に支えられた農業により自由化に対抗し、野洲市として、農業振興計画の策定とその実現を通じて、市の農業を守り、市民全体で元気な農業を目指していきたいと考えております。

ただし、国がどうあっても、市の農業は守る意気込みで、農業者、市民とともに取り組んでまいりたいと考えておりますが、個別所得補償制度など、多額な財源が使われております国の支援策等が有効なものに転換されるような課題につきましても、提案を続けてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 坂口議員の3点目のQ-Uテスト活用についてのご質問にお答えを申し上げます。

Q-Uの活用については、近隣の市の状況を調査しておりまして、学校の実態に関しましては、本市と同じような課題がある守山市や草津市、栗東市の各市では、今年度の活用はございません。

また、市内の各学校に対しまして、Q-U活用について意見を聴取していますが、Q-U活用の希望は現在ございません。

現在、各学校では、児童会・生徒会活動の活性化、あるいは教育相談組織の充実、また、子どもたちの自尊感情や学校生活満足度等についてのアンケート調査を実施をしておりますし、文部科学省の学力状況調査などに向けて取り組んでおるところでございますが、これらの取り組みによりまして、Q-U活用と同じようなねらいを達成できるものと判断しています。

なお、コストに関しては、「Q-Uテスト」が1部300円のため、野洲市のすべての児童・生徒を対象といたしますと、約135万円が必要となるところでございます。

ただし、これは検査だけのコストですので、実施に際しては、実施要項やハンドブックのコスト、さらには、有効に活用するための説明会や研修会の費用がかかってくると思われれます。

以上、坂口議員のご質問に対する回答といたします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうから、「安心・安全の見地から」にご答弁をさせていただきます。

まず、道路標識前の樹木処分についてであります。速度標識は滋賀県公安委員会管理の規制標識であり、車両運転者に事前に目視確認ができるように道路管理者として努めるべきであると考えております。

議員ご指摘の現場を確認しましたところ、規制標識が見えにくくなっておりましたので、再度、剪定を実施いたしました。ご指摘以外の箇所につきましても、道路パトロールにおいて巡視し、今後も交通安全の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の道路維持管理についてであります。当時野洲市の道路等愛護活動事業につき

ましては、河川愛護事業を参考に進めておりましたが、特定財源が見込める緊急雇用対策事業により臨時職員を新たに雇用する方式が、財政面及び実際の道路管理上からも最適であると判断いたしましたして、平成21年度から4名体制で道路の維持管理を実施しているところでございます。

平成24年度につきましても、同様に臨時職員を配置いたしましたして、除草作業が実施できるよう人員の確保に努め適切な道路の維持管理を図ってまいりたいと考えております。

次に、信号機設置と道路改良についてであります。先ほどの中島議員の答弁に重なる部分もあるかもわかりませんのでご了解をお願いしておきたいと思っております。坂口議員もご承知のとおり、信号機の設置の権限は滋賀県公安委員会にありますので、ムーブメント信号についての経緯を述べさせていただきます。このムーブメント信号につきましては、警察庁のモデル事業で栃木県と滋賀県が採択されまして、国の全額補助金で実施されたものであります。本市といたしましても、当初から交差点改良工事が実施されていない状況で、渋滞解消につながらない旨を守山警察署に伝えておりました。

今回、滋賀県交通規制課から、検証された結果により「ムーブメント信号制御」の休止をされるものでございます。

今回の信号機の設置に関しては、ムーブメント信号での全額補助でございまして、他の信号機の設置に有効に使うことができないものでありますのでご理解を賜りたいと思っております。

次に、東林寺山出線から三上市三宅線の道路改良についてであります。当該路線は元々県道野洲甲西線と小島野洲線でございます。バイパス機能として現在の県道が整備されたものでございます。県道整備により安全性は確保されているものと思っております。しかし、当時の町道への移管後に通学路として一部歩道の確保をしたものであります。

今後は他の路線も含めて交通ネットワーク整備計画の中で優先順位を定め、整備と含めて安全対策の検討をしてまいりますのでご理解を賜りたいと思っております。

なお、今年度要望がございました東林寺山出線の三上交差点から、県道野洲甲西線の区間で歩道が未整備の区間については、地元自治会との協議により区画線により路面表示を12月中旬に実施する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 農業振興計画のうち、T P P以外の部分について、私の

ほうからお答えをさせていただきたいと思います。まず、1点目の農業振興計画の進行状況につきましては、現在『もっと元気な野洲の農業を目指して』と題して、鋭意策定に向け取り組んでおるところでございます。12月12日に3回目、また1月末に最終の検討委員会を開催いたしまして、計画の取りまとめ、その後パブリックコメント、また農業者などからの意見を聞きながら、遅くとも今年度中には策定を終えて、新年度より計画に基づく農業振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域の現状についてでございますが、2010年の世界農林業センサスの数値などを参考にしながら、農業関係者や地域の方々と面談するなどしながらご意見をお聞きし現状把握に努めております。農業大学就学支援やインターンシップ制度の導入につきましては、新年度より実施する予定で検討しております。なお、市内就農者の農地確保支援の実績につきましては、今年度施設野菜について、就農者と地元を取り持つ支援などを行ってまいりました。

3点目の設備投資に対する補助につきましてでございますが、農業振興計画の中では、設備投資に関する市単独の補助は考えておりませんが、国の経営体育成支援事業の紹介や、補助金の煩雑な手続きの相談など対応を考えております。議員ご指摘の小規模農家や後継者に対する対応ですが、業として農業を意欲的に目指される方に対しては、認定農業者の認定支援などを行い、また少しでも有利な制度が受けられるよう営農相談や指導を行なってまいりたいと考えております。また、生きがいや楽しみを持って農業に親しもうとする方に対しましては、農業の連続講座を開催するなど、野洲市の農業の裾野が広げられるような施策を盛り込んでまいりたいと考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） まず、道路網の関係からですけれども、常日ごろから道路管理は必要ではありますが、毎度毎度このような作業をしなければならないのかと。あるいは、こういった分で、どこかへ移設するか、あるいは伐採するしかないと思います。それで、枝を切断するということで、それも処分しなければならない部分がございますけれども、やはり安全・安心の見地からして、そういうことしかないと思いますけど、そういうことでお聞きをいたします。

それから、信号機については、ムーブメント信号を設置したときに1億4,000万もかかったということですね。また、戻すときには幾らの資金が必要になるか。そのお金を

有効利用した場合のことを私は指摘しているのであって、その資金を道路改良あるいは信号機に回していただければ、たくさんの要望が出ている、信号機設置についてもたくさんの要望が出ているわけですから、そうしたものを設置できるのではないかと。

実は、11月30日、私はちょっと参加できなかったんですが、地元の老人クラブが交通安全教室を開催された折に、会員が守山警察署に尋ねられたら、死亡事故がなかったらだめだと。そういう発言がありました。この発言は不謹慎であり、早々に設置に向けて強く要望していただきたい。以前、死亡事故がなくても設置された箇所があります。財源の問題だけではありません。よろしくお願ひしたいと思います。それから、全面確保に向けて努力する必要があると思いますが、早々に対処されたらいかがでございましょうか。また、今年度の道路当初予算は5,000万、それも市三宅北桜線、当初はですね、今は市三宅妙光寺線で、国8に取りつただけの予算であり、何ら他の新設道路を考えていないのはいかがでございましょうか。今も回答によりまして、交通ネットワークづくりはいつされるのか、そういった問題もお聞きしたいと思います。

それから、農業面でございしますが、小規模農家に対しまして、すそ野が広げられるような施策を盛り込むと、どのような政策になんてしょうか。

それから、教育委員会ですけれども、Q-Uと、取り組んでおられる内容が同等のものであればよいこと、費用もかからないということでもありますので、よいと思われませんが、現場の先生方は大変でしょうけれども、それぞれの学校で、そのようなことがないようにしていただきたいという、これは要望しておきます。

以上です。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、坂口議員の再質問にお答えをさせていただきます。1点目の小篠原上屋線の市道の剪定といいますか、枝の関係でございすけれども、毎度毎度の質問で、移植なり、伐採をしてはどうかという意見もございす。市三宅妙光寺線では、今バリアフリーをやっておりますけれども、あそこにつきましては、歩道のスペースを確保するというので、枝を伐採をいたしておりますけれども、この区間につきましては、どちらかという、思い切った枝の剪定をまずやってみたいと。どちらかという、枝の樹形を一番に勘案しながら剪定をやっておりますけれども、ここは思い切った形で剪定をさせていただきたいなど。それで効果があらわれない場合につきましては、移植なり伐採を考えていきたいなどというふうに考えております。

次に、ムーブメント信号の、私のほうから1億4,000万と申しあげましたけども、そうではないと。やり直す費用についてどれぐらいかかるのかということでございますけども、まだその金額は詳細にわたっては聞いておりませんが、先般もこの件に関しまして、守山警察署なり滋賀県の公安委員会から説明を受けました。そのときは余り費用をかけずにやっていきたいと。やはり1億4,000万かけて休止をするということもございましたので、やり直すといえますか、恐らく黄色のカバーをつけているぐらいだと考えました。若干細部の修正はあろうかと思えますけども、できる限り費用をかけずにやっていきたいという当時の話でございましたので、そういった関係でご理解を賜りたいなと思っております。

また、道路交通ネットワークの新設の箇所がないということでございますけども、非常に財源が厳しいということもございますので、今回、交通ネットワーク計画を、国道、県道も含めて、今後整備すべき路線を選定してまいりたいというふうに考えておりますので、その計画については、来年度予算計上いたしまして、その計画を策定していくという形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 農業振興計画の中で、すそ野を広げるような施策ということでのご質問につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。冒頭、お断りをさせていただきましたように、現在、農業振興計画策定中でございまして、まだ確定をしたものではございませんので、その点をご理解をいただきたいと思えます。一つの例、例えばといたしまして、市内にも非常に卓越した技能、経験をお持ちの方がおいでになります。そうした方から、農業に興味をお持ちの方、あるいは野洲市には市民農園等々、市が関与している農園がございますが、こういった農園を活用していただいている方等につきまして、野菜の栽培方法等の定期的な講習会等を実施するとか、あるいは先ほど言いました市民農園等で収穫祭を実施する、あるいは市民農園のあっせんをより一層進める等々、いろんなことが考えられると思えます。そういったところを、今後、振興計画の中で議論しながら煮詰めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 道路面でございますけれども、財政調整基金も大事なことでございますけれども、あんまりたくさん残していただいても、それなりのものをしていないということになりますと大変でございます。したがって、この道路整備計画というのは、どこに行っても必要なものでございますので、あるいは野洲の活性化に向けてという一つの目的もあろうかと存じます。そうしたもので、今後道路整備計画を立てて、きちっと計画を整備していただきたい、こういうふうに思います。

最後に、TPPの関係でございますけれども、これは答えていただく必要がございますけれども、私が出席できなかったのは大変残念だと思うんですが、去る11月の18、19日と、JAおうみ富士農協の主催によりまして、神戸税関へ行かれました。そのときの元職員柳沢氏から資料をもらってきていただいておりますけれども、TPPとは乗ってはいけない危険な船、あるいはTPPとは屈辱的非協定ということを言われております。こういった問題で、なぜ今、農業が必要なのかということをちょっと読ませていただきますと、農業が持つ役割は国民の命を守るために最も大切な食料を生み出していることです。平均年齢65.8歳の農民2人で国民100人の食料をつくっています。それだけではありません。国土の環境を守り、保全するという大切な役割を持っています。水田が崩壊してしまうと、洪水被害が頻発しています。木材を自由化した結果、山が荒廃し、洪水が起きやすくなっています。山や水田は大きなダムの役割を果たしています。農業は国土環境保全、洪水防止、生物多様性等、さまざまな多面的機能を持ち、地域経済の中心を担い、日本文化の中心になっています。また、四季折々の景観を生み出し、日本の美しさの原面にもなっています。世界的な食料危機が叫ばれる中で、TPPに参加して、日本農業を破壊への道へと追い込むことは、絶対にしてはならないことです。こういうことを言うておられます。

これで、安全・安心の見地から、非常にこういった問題があるんですね。冷凍ジャガイモとその加工品ですね。この中には、8割以上がアメリカ産になってございますけれども、除草剤、発芽防止剤ですね、IPC、発癌性になってます。これらを含まれている。殺菌剤、TBZ、催奇形性、それから植物助長性調整材、テトラクロロニトロベンゼン、そういったことですね、生のジャガイモは認められていない。それから、レモン、オレンジ、グレープフルーツなどの柑橘類もこういったものの発がん性、あるいはバナナ、あるいは防カビ材、イマザリル、発がん性が入っております。残留農薬が検出されている落花生も入っております。こういったものをそれぞれ非常に安心した食べ物ではないということ

ございますので、ＴＰＰに対してはぜひとも反対をしていきたいと、こういうふうに感じます。

そして、最後に、先ほど申しましたように、道路網の整備計画の問題をきちっと答えていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、坂口議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

特に、交通の整備計画については定めるだけではだめであると。やはり事業化をきちっと決めて進めるようにという話がありました。どちらかというと、現在、滋賀県道路整備のアクションプログラム２００８がございます。県は、これの一つはやっぱり同じように整備計画をきちっと定めて、今後１０年間の平成３０年までの計画を定めております。来年、検討整備につきましては、このアクションプログラム、来年見直して、３０年以降の１０年間でどこの路線を認定するかという形で定められるものでございますが、その野洲市版といたしまして、きちっとやはり財源等をにらみながら、事業化ができる優先順を定めまして、きちっと定めてまいりたいというふうに考えてますので、その都度またチェックをしていただければ幸いかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第５号、第１８番、内田聡史君。

○１８番（内田聡史君） １８番、内田聡史です。

地域共通診察券の導入について、質問をさせていただきます。

近年、我が国においては、世界の先進国と呼ばれる国の中では例を見ないほどの早さで高齢化が進展しており、ゆえに病気の治療や介護などの社会保障に係る社会的負担が急速に増大しているのが現状であります。また、地方の医療の現場に目を向けると、特定診療科における医師不足、病院の診療科の閉鎖などは、地域医療に大きな影響を及ぼしており、各地で大きな問題となっております。このような中で、いつでも、どこでも、だれでも、安心・安全で質の高い医療、福祉を提供することが課題であります。

それらの課題解決の一翼を担うとして注目をされているのが、地域共通診察券やポケットカルテと言われるものであります。２０１０年９月より政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は新成長戦略に盛り込まれた「どこでもMY病院」構想の実現に向け、「医療情報化に関するタスクフォース」を設置しました。この施策の趣旨は、全国どこで



も過去の診療情報に基づいた医療を受けられるとともに、個人が健康管理に取り組める環境を実現するため、国民がみずからの医療、健康情報を電子的に管理、活用するため、全国レベルの情報提供サービスを創出する、このため、第一段階として、個人がみずからに対する調剤情報等を電子的に管理する仕組みを実現するというものであります。要するに、一人一人が疾病経歴、健康情報、調剤情報などを電子化し、それらを簡単に本人が閲覧できるようにすることです。これまで、医療機関の中でのみ利用されていた医療情報を、医療サービスを受ける受益者たる患者本人が、みずからの医療、健康記録として保有し、管理活用することができるのが、「どこでもMY病院」構想です。その構想を具現化すべく、先進的な取り組みが行われている地域が、京都市、宇治市、城陽市、久御山町の約79万世帯を対象とした地域でありますし、また奈良県の生駒市でも取り組んでおられます。この地域でも、医療の高度化や患者ニーズの個別化、多様化により、医療機関への負担が増加しているにもかかわらず、医療機関の減少が続いております。このため、地域医療格差、医師偏在、救急患者や人夫のたらい回しなど、地域医療における課題が顕在化しつつあります。これらの課題を解決するために、2008年10月から、地域住民に無償で提供している個人向け健康管理サービスが、地域共通診察券であり、またICカード機能であるポケットカルテを利用することにより、簡単に自分の検査履歴、医療機関から提供される正しい医療情報を、自分で簡単かつ安全に管理することができるものであります。このカードには、地域医療にかかわる医療資源である、医療従事者、医療機器、設備等のデータはもちろん、患者の過去の疾病履歴、受診履歴、投薬履歴等を蓄積することにより、同様の検査の重複や、同時に服用すると効果がない薬、危険な薬といった処方の方も医療機関で防げるようになります。さらには、救急の現場などでは、救急隊員が的確で迅速な応急処置の手助けにもなり、隊員と医療機関の連携を助け、今まで救えなかった命を救う一助になるものであると考えます。

この地域共通診察券やポケットカルテを利用することにより、その地域の住民は1枚の地域共通診察券で、地域内の対応医療機関であれば、どこでも共通の診察券として利用することができ、医療機関によって違う何枚もの診察券持ち歩く必要がなくなるものであります。なおかつ、IC機能により、お薬手帳や医療費明細書、さまざまな検査結果などを簡単かつ、安全に管理することができることから、健康管理が容易に実現するものであります。本市においても、この地域共通診察券を導入されるべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、「地域共通診察券の導入について」のご質問にお答えいたします。

国の新成長戦略実行計画にある「どこでもMY病院」構想の実現に向け、「ポケットカルテ」は個人健康情報管理の先進事例として位置づけられています。

この「ポケットカルテ」は住民が自らの健康・医療・福祉履歴情報等を電子化して一元管理し、簡単に閲覧できるシステムであるため、東日本大震災のような未曾有の大規模災害時でも、自らの健康・医療・福祉履歴情報を保持することができ、安心安全な市民生活には重要な仕組みであると理解しております。

しかしながら、「ポケットカルテ」はカメラ付き携帯電話やパソコンを使いこなせる世代でないと十分な恩恵を得られないため、高齢者や小児であっても「ポケットカルテ」機能をフルに利用できるツールとして追加開発されたものが「地域共通診察券」です。

現在、この運用については、総務省がNPO法人に委託し、自治体推薦が得られた京都府下3市1町および奈良県下1市を対象地域として今年1月から開始されています。

この共通診察券は、導入に賛同し会員登録している医療機関や調剤薬局等で利用できる仕組みであること、そして個人情報の観点から、あくまでも個人の判断で利用されるものであること。また、職員がこのNPOの運営者に問い合わせましたところ、「このシステムは、市民運動として展開し、拡大していくものである。」と、このような見解を伺っております。

また、本市市民が受診されている医療機関や調剤薬局は広域化しており、議員が提案の共通診察券も、この市民が受診している医療機関等で導入していなければ活用できません。したがって、県や圏域など広域の場で検討することが先決であると考えます。

このようなことから、当面は、この京都モデルをもとに運営元であるNPO法人が運用展開の要となる医療機関や調剤薬局等の参加拡大を他府県でどのように図られるのか、見守ってまいりたいと考えます。

なお、本市におきましては、今年度から、つなぎ目のない医療サービスの提供を目指して、在宅療養手帳の導入をしておりますので、これの運用拡大、定着を図ることを優先し、安心した医療が受けられるようにしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） それでは、地域共通診察券というもの、まずここにおられる皆

さんも病院や診療所の診察券を持っておられると思うんですけども、多分、少なくとも二、三枚は持っておられると思うんです。要するに、その二、三枚あるやつを1枚にして、それも広く、大きな病院から小さな病院、そして製剤薬局まで、そういった情報が見られるようにしようというのが、この地域共通診察券の、まず一定のメリットなのですが、もう少し紹介させていただきますが、この地域共通診察券とすこやか安心カードといますか、ポケットカルテは、特定非営利活動法人日本サステイナブルコミュニティーセンター、どこカル・ネットという団体が運営を委託されておられます。この団体は、近年少しずつ普及してきた医療機関ごとの電子カルテシステムをインターネット上で安心・安全に相互利用するための仕組みをつくることで、いつでも、だれでも、どこでも、安心・安全で質の高い医療を受けることができるようなサービスです。すなわち、どこでも自分のカルテが見られるということのサービスであります。

この診察券はクレジットカードほどの大きさであり、持ち運びにもそんなに邪魔にならないものであります。そして、例えば、これまで患者が診察を受けると、その情報は基本的にその医療機関で管理されております。そして、医療機関内で情報が閉じられていました。しかし、このサービスを利用することにより、患者個人が自分の情報を必要に応じて別の医療機関に提示することが可能となり、適切な医療を求めていくことが可能になります。いわゆるセカンドオピニオンが受けやすくなるというわけです。また、転院などの際には、再検査などに煩わされることなく、効率的な医療提供がなされます。さらには、みずから簡単に健康、病状を閲覧できることにより、健康管理に対する意識も高くなってきます。それと同時に、蓄積された個人の健康情報に基づいた予防医療の相談もきめ細やかに受けられるものであります。これらが個人にもたらされるメリットであります。

そして、次に医療機関であります。患者の病歴などを簡単に、なおかつ正確に把握できる環境が整い、今よりも質の高い医療を迅速に提供することが可能になってきます。そして、先ほど申し上げましたが、救急現場等でも正確で迅速な応急処置が可能となり、救急隊員と医療機関のさらなる強化を行えるものであります。

もっと大きな視点で見ますと、蓄積された健康情報などを、統計的、戦略的に分析することにより、医学の発展に貢献するツール等にもなります。また、ほかの医療機関での診療情報を確認できることにより、検査や投薬などの重複がなくなり、医療費の圧縮につながっていくものとなり、こういった課題解決の一助になるものであると考えます。

そして、地域医療診察券を利用すると、自動的に個人向け情報管理サービス、ポケット

カルテというのが利用可能になります。自分の医療履歴、さらには医療機関が発行する医療費明細書や特定健診データ、血液検査データなどにも対応しており、携帯電話、パソコンで自分の履歴情報を安全に管理し、自分のためにその情報を利用することが可能となっています。このポケットカルテの利用は、地域住民の活動によって支えられており、先に入れられておられるところの利用料は無料になっています。このポケットカルテには、前段でも少し触れましたが、医療明細が簡単にまとめられるという機能がついており、これがヘルスケア家計簿というものであります。医療機関の領収書や、さまざまな医療品関連の支出に関する領収書をデジタル化します。いわゆるカメラにありますQRコードというバーコードがありますが、QRコード化し、それをカメラ付の携帯電話やPHSで読み取ることによって、世帯全体の医療費や領収書を収集、管理できる機能であります。2007年度の総務省の統計によると、2人以上の世帯における保険医療費の年間総額は、平均で10万円を超えているそうであります。これは2人以上の世帯において、50%の確率で医療費控除が受けられることを意味しています。しかしながら、実際に医療費控除の恩恵を受けているわけではありません。御存じのとおり、医療費控除を受けるには、1年間にわたり、世帯全員の医療費等の領収書を集め、帳簿化する必要があります。その作業のわずらわしさから利用していないからであります。また、保険医療費はもちろん、ドラッグストア、コンビニ、量販店などで購入できる保険外医療費もヘルスケア家計簿というシステムを使って、半自動的に振り分け、リストアップできる機能も追加いたしております。そして、先ほどの答弁でもありました、在宅療養手帳、これはことしの7月からやっておられるわけですが、これらも電子化して、一元化することによって、さらなる医療の発展につながると考えます。今後も地域共通診察券やポケットカルテが現に使える環境が整ってきています。確かに、行政が取り入れたいと思っても、地域の医師会、病院、診療所などの医療機関、また調剤薬局、保険外医薬・医療費を扱うお店など、さまざまな関係機関に対しての説明、相談が必要になってきますし、導入に際しては、まだまだ長い時間が必要になると思っております。だからこそ、早い段階から調査・研究、また関係機関、関係団体との懇談で投げかけが必要と思われれます。先ほどの答弁の中で、他府県の運用、展開などを見守っていくとおっしゃられましたが、生駒市で導入されたものが野洲市でなぜ導入されないか、できないのかといった疑問も残りますが、野洲市単独でこのシステム導入が困難であるならば、本市を含む湖南4市、また大津市や湖南市、甲賀市を巻き込んだ構想を考えていく、また投げかけ、提案していくべきだと思っておりますが、その見解

をお伺いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどからご紹介いただいております京都モデルでございますけれども、独立行政法人国立病院機構京都医療センターの医療情報部長が考案され、それにかかわるNPO法人らが開発をして、このポケットカルテについては、2008年10月から地域住民に無償で提供している個人向けの健康管理サービスということで、そういう京都モデルになり得る基盤が既にあったというのが大きな要因であろうかなと、このように思っております。

ですから、議員もご指摘いただいておりますように、医療機関でそういった電子化の導入というのがないと、今、そういったことが前提となりますので、そういう意味で、少しそういったいわゆる民間の活力といいますか、そういったことが必要になるのかなという思いをしております。

それと、市民の医療機関の受診のエリアでございますけれども、おっしゃるように市内にとどまらず、湖南4市でありますとか、その周辺市、また大津市など、場合によっては県外にも及んでいるというようなことも考えますと、この京都モデルのような広域での取り組みというのが、導入した場合の、そういった場合に成果があらわれるのではないかなと、このように考えております。これまで湖南圏域の福祉担当部長等の会議が定期的に開催されておりましたと、聞いておりますと、これまでこの件について、あまり議論もなされなかったというふうに聞いておりますので、本日質問いただいたこの件についても、今後関係市とも情報交換といいますか、そういったことをしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） この質問をさせていただいたのは、私が10月に岡山でこの方、独立行政法人国立病院機構京都医療センターの北岡先生のお話を聞かせていただきまして、わずか7人を相手にしてくれはって、非常に細かい説明までしていただきまして、感銘を受けさせていただきました。答弁がありましたように、湖南圏域でまだまだ情報交換が進んでいないと、こういったことが上がっていないということです。私もこの先生にこの話を聞いたからには、この話を広める責任があると言われました。ですので、今、この質問をさせていただいて、こうして聞いていただきましたので、ぜひとも湖南圏域で早くから取り組んでいただければと思っております。

京都市では、ポケットカルテ、そういった措置があったから、地域共通診察券、移行まで早期に取り組めたということでもあります。そして、まだ湖南、そして滋賀県では、全然こういったことを考えられてない。まずは投げかけ、呼びかけでこういったことを考えていく基盤をつくっていただきたいと思います。また、北岡先生もこういった話を説明するには、どこにでも行くぞと言っておられましたので、そういった先生からのまた話を聞いていただきまして、検討していただきますよう、お願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第6号、第4番、市木一郎君。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。

それでは、新公会計制度に係る関連事項と中期財政見通しについて、一問一答方式で一般質問を行います。

新公会計制度に係る関連事項でございますが、まず野洲病院についてお尋ねをいたします。10月5日に、野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会から、市内に一定の役割を担う病院は必要という提言を受けられたところですが、場所の問題、債務整理、黒字経営の仕組みづくり等々、難題ばかりでございます。今後については、平成24年夏ごろまでに検討のまとめをされる予定ですが、具体的な事業化はいつごろとお考えですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ご質問の病院の事業化につきましては、先の検討委員会におきまして、「市内に一定の役割を担う病院は必要である」という提言をいただきましたんですけども、一方で「市民がこれらの費用を負担することが前提」となっております。

しかしながら、現状では市民負担がどの程度となるかが不明でございまして、市民が新病院を整備していくかどうか、適切な判断を下すのは困難だというふうに考えています。また、具体的な事業化についても、先ほど議員がご指摘された課題もございまして、一定の整理が必要となります。特に用地の選定は、事業化する場合のスケジュールにも大きく影響するものと思われま。

したがって、事業化の時期につきましては、今後の検討の中で、市民が新病院を整備するかどうかを判断する材料整理と合わせまして、本市の財政状況も考慮しながら、適切な時期をお示ししたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） ただいまの答弁の中に、市民が新病院を整備するかどうかを判断するとあったと思いますが、検討委員会から、市内に一定の役割を担う病院は必要である、こういう提言を受けて検討されていくわけですよね。この点に対するお考えをお聞きしたいと思いますが。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 答弁が若干繰り返しになるかと思いますが、10月の検討委員会からの提言には、議員ご指摘のように、市内に一定の役割を担う病院が必要であるという意見でしたので、基本的にその方向での検討になってまいります。なお、その検討の中では、これまで抱えておられました野洲病院の課題等につきましても、一定の議論をしていただくことになるのかなというふうに考えております。しかし、提言において、ただし新病院を整備し、病院運営を維持するためには、市民が市税等を投入する覚悟が必要であるという意見もございました。したがって、病院の必要性を認識する観点に立ちながらも、一方で市税等の負担、いわゆる市民負担になりますけれども、その辺がどうなるのか、あらかじめ想定しまして、最終の判断材料をお示ししていくための検討作業に入るというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次にですが、前回連結貸借対照表の公共資産の産業振興部門の35億円について質問いたしました。答弁でイオンの土地のほかに商業地として900平米余りがあるとのことでしたが、この土地の現状についてお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 商業地の900平米余りの土地の現状につきまして、お答えをさせていただきます。

商業地5区画のうち2区画1,115.99平方メートルは平成15年度に分譲が完了しております。残る3区画、計1,079.29平方メートル、当時の分譲価格にしまして約9,700万円でございますが、これにつきまして未分譲となっております。この商業地の一部177.77平方メートルにつきましては、イオンが立地をいたしましたときに分筆をいたしまして、進入路としてイオンに貸付中でございます。

このために、現時点で分譲可能になっている土地は、商業地3区画、計901.52平方メートル、額にしまして約8,100万円余りでございますが、となっております、管理面

では除草作業等を行っているのが現状です。

この分譲地に対しましては、平成22年度にも、2社からの問い合わせ、また情報提供を行ったところでございますけれども、残念ながら交渉・契約にまで至ってございません。

売却が容易に進まない原因といたしましては、当然のことながら、単価設定でございますが、これは用地費、あるいは造成費等に加えて、前面が道路でございますので、そういった個別条件を考慮して価格の設定をしております。当初の単価設定、平米当たりで9万円となっておりますが、現在もそのまま据え置かれておりますことから、今日の土地価格の変動に追従できていないものとなっておりますので、今後価格の見直しも視野に入れて検討が必要であろうと考えております。

こうしたことを踏まえまして、工業団地等整備事業特別会計の起債がございますが、これの早期償還のためにもできるだけ早い時期の販売が望まれるところでございますので、引き続き売却に向けて努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 今、価格の見直しも視野に入れられているとのことでございます。財政難の折、臨機応変に対応をしていただきたいと思っております。

次に、6月定例会での長期未払金に対する質問の答弁で、滋賀県市町土地開発公社への将来負担額、元金相当部分ですが、4,706万9,000円が計上されているという部分がありましたが、これは地域交流センター等整備用地として取得した、野洲川副堤敷地とのことでしたが、現状はどうなっているのかお伺いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） まず、初めに取得に係る滋賀県市町土地開発公社からの資金借入に係る償還状況についてお答えいたします。平成17年2月に、面積6,110平方メートルについて1億2,526万8,940円の借り入れをして、滋賀県から購入したもので、今年の9月末日現在では、元金8,602万円を償還し、元金の未償還額が3,924万8,940円となっております。平成25年度に償還が終了いたします。この用地にかかる土地利用の現状につきましては、取得時点で、地元が住民の憩いの広場としてご利用されており、今日においても同様の利用状況となっております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 当該地に車がとめてある部分がありますが、管理はされています



か。

○健康福祉部長（富田久和君） この土地につきましては、市が取得する前の県有地の時代から地元住民の方の駐車場や憩いの場として利用されているというような状況でございました。この用地の取得に至る経緯もありまして、その利用実態も変わってございません。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 多分、地元の人が、近くの人が、無断ということ、市は許可してないと思うんですが、おとめになっていると。普通、野洲市内でいいますと、駐車料金は6,000円ぐらいですね。月額、から8,000円とかかかるんでしょうけど。これは何らかの対応が必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 先ほども申し上げましたけども、この土地の取得に係るこれまでの経緯という中で、地元と取得後の土地の利用についてもいろいろ協議しておりまして、その中でもこれまでと同じ利用状況で引き続き利用ができたということがございまして、県の時代からの同じ内容で市も引き継いできたというようなことでございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） わかりました。

それでは、今の少し関連してお伺いしたいと思います。当該地に対する元利償還金は平成22年度の主要な施策の成果及び予算執行の実績報告書によると、障がい者福祉対策事業費の中に含まれていますが、償還期間は平成16年から25年度の10年間となっておりますが、年度でいいますと7年間何をしてこれられたのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 償還開始から今日まで7年間が経過するわけでございますけれども、地元の意向を聞きながら利用に配慮した同用地の周辺環境の整備に向けまして、例えば矢田川の改修工事でありますとか、農業用水路幹線の付けかえを行ってまいりました。

それから、土地の一部については、先ほども申し上げましたが、地元自治会活動の場としてご利用いただいているということでございます。

なお、この用地の取得目的である地域交流センター等整備事業については、当初から熟度の高い計画がなされておりませんので、地元との協議もなかなか進んでいないまま今日に至っておるというのが現状でございます。

ただ、集中改革プラン策定経過の中で、繰上償還を行った上で、地元の要望である公共整備を行うとともに、余った土地を速やかに売却することも検討いたしました。その当時償還残高も5,000万円弱という多額でございまして、その償還金が必要でありますことから、これについては見送りをさせていただきました。今後は償還が完了した後に、地元の意向も踏まえて売却していきたいと、このように考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 売却していきたいとのことですが、償還以後ということであれば、あと2年後となります。売却と償却が例えば同年度内なら、売却は可能と考えますが、いかがですか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（冨田久和君） この滋賀県市町土地開発公社の土地取得は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして先行取得したものでございまして、公社はその代行をしているもので、償還までの土地の所有権は公社にございます。通常ですと、平成25年度までのすべての償還が終わって初めて、野洲の市有地として所有権移転登記が可能となると、こういうものでございます。したがって、償還途中で売却するためには、やはり先に市債の負担残額を繰上償還することが必須条件となってくると、こういうこととございます。そうしますと、その財源として、毎年年額で1,600万ほどの財源が必要となってまいります。これを同一年度で売却して、その償還に充てたらというようなご提案ではございますけれども、まず償還後の所有権移転登記の処理が必要であることや、売却可能な区域の確定ですね、地元の要望されます公共施設と、残りの部分の確定など、分筆登記も入れますと、相当期間が必要になるのではないかと、このようなことも思いますし、売却のための公募ということにしますと、その期間も必要と、こういったことから、同一年度での繰上償還なり売却は難しいのではないかと、このように思っております。それと、地元の意見聴取といいますか、思いもございまして、その辺についても相当時間がかかるとおられますので、やはり償却が終わる25年度以降に売却は考えていくべきかなど、このように思っております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 大変ご苦労されているなという感じがいたしますが、イオンのところの900平米と野洲川副堤敷地ですが、売却の方針であれば、実務を総務部に一本化されてはいかがでしょうか。これは一つ縦割り行政の悪い一例やと思うんですが、いかが

ですか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） まず、普通財産を売却をする場合につきましては、今の副堤でありますと、所管であります健康福祉部から、財産がえ、用途廃止をいたしまして、私どものほうに財産を引き継いでいただくというふうな形になろうかと思えます。その場合には、今、健康福祉部長が申しあげましたような形で、いろんな境界の確定だとか、そういうことをしていただいた後、普通財産に所管がえをしていただくと、そして総務部のほうで売却をしていくというふうなことになるかと思えます。ただ、今、もう一点イオンのほうも同じような形で総務部でというような話ではありますが、イオンの土地も普通財産というようなことがございますが、工業団地等を整備するというふうな目的を持った土地でございますので、総務部で取り扱う普通財産とは別の性格を持った財産というふうに考えております。こうしたことから、野洲市公有財産管理規則第2条第2項でございますが、これにつきましては、普通財産を規定しております。普通財産は総務部の所管に属させる、ただし、総務部の所管に属させることが不相当と認められるものについては、市長が所管する部を定めるというふうな形になっておりますので、今現在、この取り扱いについては環境経済部が所管するものであると認識しております。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ただいまの市木議員の土地の問題ですけれども、縦割りでという話と違いまして、常々申し上げてますように、市は普通財産は購入できません。ですから、今の副堤の土地は、福祉事業をするという名目で借金をして買ってます。もう地域が使っておられる土地に1億2,000万もかけてるわけです。部長は穏やかに熟度が低いと言いましたけど、何の計画もない土地を1億2,000万もかけて、毎年1,000万を超える返還をしているわけです。私になって、速やかにこれは処分しようと思いました。これは集中改革プランのときにお示しをします。でも、売れるに売れない。所管がえするにもできない。これをもって市民が怒られなければおかしいわけですね。ご質問いただく前より認識をしております、7年何をしてるのかって、私はまだ3年しかしておりません。そういう前提でご質問いただきたいと思います。ちょっと申しわけないですけど、部長だけの答弁ですと、何か一般に聞かれたら不作為に見えますけど、決してそうではございません。そして、イオンの土地もそうです。事業があって買って土地でありまして、普通財産を買いに行ってません。これはイオンの土地の利用とからむので、ものすごく微

妙な問題です。部長が答えましたように、高い値段で土地を買ってます。造成費が高い。いわゆる簿価が高いわけです。今、イオンは幸いに商業戦略で一定の借地料を払ってくれてますけれども、それとのからみがあるので、そこを踏まえていただいたら、余りご質問いただきますと、こちらは正直に答えたいけども、正直に答えられない質問になります。ぜひ勉強の上、やっていただきたいと思っております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 最後のところがちょっとわかりませんが、私が質問してるのは、財政難ということで、売却をするという方向性が出てるなら、速やかに売却されたほうがいいんじゃないですか。そのためには、こっちでも売却を抱えてる、こっちで売却すると。じゃなくて、同じ業務をしてると。それやったら、専門の総務部に移管されたらどうですかという趣旨ですから、その辺ご理解を賜りたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 所管がえができない土地ですと申し上げてるわけです。所管がえをしたら、今、借金を返しにいつてるわけですから、例えば今の福祉用地は借金を返しにいつてるわけですから、普通財産を買いにいつてるという位置づけになります。これは不適性の会計処理になります。ですから、今は表向きはまだ福祉事業をするという、これはそういう体裁になっているわけです。なぜそうなっているかといったら、もともと詰めが甘くて、利用する目的もないのに買いにいつたからです。イオンの土地はどういうことかといえますと、イオンの今借りていただいている価格と、売却価格、これのからみがあるから触れないということを申し上げています。これも同じように事業用地ですから、普通財産として管理するわけにはいかないです。現時点では売るという姿勢を示しておかないとだめなんです。これは企業経営に携わっておられたらわかる話であって、まさに今、民間と同じ感覚で野洲市はやっております。その残余の財産をすべて今、普通財産に移しておりますから、今の公募でお示ししている土地ももともとは事業用地の体裁でしたけども、速やかに普通財産に移し変えて、今、公募で募集をしてるという状況であります。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） おおよそわかりましたが、そうするとイオンのところはいつまでも売れないというようなことにはなろうかと思いますが、そうすると例えば賃貸に出すと

か、何らかの代替案を考えて、じっと寝かしていくというのは、やっぱりこれはどうかなと思うんですよ。そういうことはやっぱり財政難の折ですから、あらゆる可能性を探っていくということは必要だと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 賃貸をしたいのですが、イオンの価格はご承知いただけてますね。あれを下回るわけにはいかないわけです。といたら、イオンの価格は御存じですね。通常の幾らぐらいと思っておられますか。ご質問をしてよろしいですか。

○議長（田中良隆君） どういう内容の質問ですか。

○市長（山仲善彰君） 今のこれに関して。反問です。反問権の行使です。

○議長（田中良隆君） 具体的な数字の質問は認められませんが。

○市長（山仲善彰君） 大まかで結構です。

○議長（田中良隆君） 市長どうぞ。

○市長（山仲善彰君） イオンのお貸ししている賃貸料、通常のあのあたりとの相違は高いか安いかわからないか、そのあたりはどう思っていますか。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 多分、相場からいうと、少し高いんじゃないかなという感覚は持っております。具体的な数字は今、記憶しておりません。

○市長（山仲善彰君） はい。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） それでは、中期財政見通しについてお伺いしたいと思います、10月に発表された野洲市中期財政見通しですね。普通会計についてお伺いします。平成18年10月に野洲市財政健全化計画が策定され、山仲市長になり、平成22年度からは野洲市財政健全化集中改革プランが策定され、年間6億3,400万円の削減等が行われました。この間のご努力に敬意を表するものです。しかし、大変厳しい財政運営には変わりなく、平成24年度以降の財政の健全化に向けた取り組みを評価されようとしているところでは。

そこで質問ですが、平成24年度から28年度の5年間で、歳入歳出差し引きが29億8,784万円のマイナスとなっています。繰入金として、財政調整基金の積立相当分1億2,500万円、地域振興基金1億5,000万円の取り崩しを見込んでおられますので、推計いたしますと、約29億8,000万円の不足に対し、引当原資は、財政調整基

金の7億800万円と、減債基金の7,200万円、地域振興基金14億4,000万円から取り崩し額7億5,000万を差し引いた残額6億9,000万円の、計14億7,000万円ですが、まだ約15億1,000万円の不足が生じます。どう対応されるおつもりでしょうか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ご質問の中期財政見通しの財源不足額につきましては、現時点で見込める一定の前提条件に基づきまして作成したもので、今後の収入見込額と現時点で想定されます市民へのサービス提供とのバランスの差額を示しております。この財源不足額につきましては、歳入の確保とか、事務事業の合理化、あるいは場合によっては市民サービスの見直しによって対応するものでございまして、基金の取り崩しだけを前提にはしておりませんので、その辺ご承知おきいただきたいと思います。

なお、不足財源についてでございますが、国は、必要に応じて財源不足分を赤字国債で補てんできるシステムでございますが、市ではこのような対応方法で対処せざるを得ないようなシステムとなっております。

また、今後、合併による普通交付税措置の変更もございまして、当分の間、相当の財源不足が見込まれますことから、現在、財政改革の新たなプランの策定作業を進めておりまして、平成24年度の前半を目途に案を取りまとめる予定でございます。

なお、当面の予定事業からすれば、先ほどご質問の中で示されました以外に、使用可能な基金としましては、公共施設等整備基金のほうが約1億700万円ございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） それでは、次に地域振興基金についてですが、今回の中期財政見通しの中では、先ほど述べたように、平成24年度から1億5,000万円ずつ取り崩しの予定になっていますが、本年6月1日の都市基盤整備特別委員会で説明を受けた、アサヒビール（株）所有地買い取り可否の検討結果報告によると、アサヒビール（株）からの土地買い取り時の公共用地先行取得等事業債の返済原資として、平成27年度から地域振興基金を活用していく計画になっていきます。中期財政見通しどおりとすると、アサヒビール（株）からの土地買い取りに係る返済原資を約7億円食い込むことになりそうですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ご質問の地域振興基金の取り崩しにつきましては、6月

の都市基盤整備特別委員会の時点での公共用地先行取得等事業債の償還計画では、元金償還が3年据え置きで、その後7年間の償還で試算をいたしましております。

しかし、10月付の中期財政見通しの時点では、元金償還を平準化させるために、据え置き期間なしの10年間で試算したものでございます。

中期財政見通しでは、それに合わせまして、その元利償還額の相当額としまして、地域振興基金の取り崩し額を1億5,000万円として計上しておりますので、ご指摘のような地域振興基金に限って言いますと、ご質問の食い込む状況にはなっておりません。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） そうすると、アサヒビール（株）からの土地買取代金の返済方法が3カ月で変わったということですね。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 中期財政見通しのほうで、公共用地先行取得等事業債の償還計画を据え置きなしの10年償還で、試算を平準化した理由でございますけれども、中期財政見通しは本年7月ごろから試算作業に入っておるんですけれども、その時点では、据え置き期間をどうするかは、たしか特別委員会では一定提案をさせてもらっておりますけれども、完全に確定したわけではございませんでした。このことから、財政見通しを作成する段階におきましては、財政規模、総額でございますけれども、規模を平準化すると、いわゆるならず方法で試算したものでございます。最終的には、公共用地先行取得等事業債の償還は特別委員会で案として提示させていただいております償還方法、いわゆる3年据え置きの以後7年償還で借入れをしていく方向で現時点では考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 地域振興基金はアサヒビール（株）からの土地買取代金の返済に優先的に充当されると理解してよろしいですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 地域振興基金につきましては、財政運営の観点からも貴重な財源でございますので、できるだけ基金の残高を保有していきたいなど、まず考えております。しかし、議会の特別委員会でもご説明申し上げておりますように、財政状況を見きわめながらの処理になるんですけれども、今後の公共用地先行取得等事業債の元利償還金の範囲内で、地域振興基金の取り崩しを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 私、先ほどの質問で、財源不足の引当原資の中で、地域振興基金6億9,000万円と発言をいたしました。とりあえずこの期間内なら引当の原資となるかなと、こう思ったわけですが、アサヒの土地の買取代金に充てていくということになると、平成24年度から28年度の財源不足は約20億円と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ご指摘のとおりでございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 大変ご苦労さまですが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、野洲病院を整備する場合についてお伺いします。本年8月19日の第3回、野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会の資料の中に、参考データとして、必要な初期投資額として、事業用地費として15億円、施設整備費として40億円とあり、起債により対応可とありますが、どのような種類の起債を行われる予定でしょうか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ご質問の起債の種類につきましては、公営企業債の中の病院事業債でございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 最後になりますが、実質公債費比率についてお伺いをします。

今回の実質公債費比率見込みでは、平成28年度で18%と、地方債の発行に際し、国の許可が必要となる数値ぎりぎりとなっていますが、今回の起債で、平成28年度以降、実質公債費比率は、18%を超えないと予測されているのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ご質問の実質公債費比率の見込みでございますけれども、中期財政見通しでお示しいたしました年度より後の年度、つまり平成29年度以後の見込みにつきましては、現在のところ算出をしておりません。

中期財政見通しには、病院事業債を含んでおりませんので、仮に病院事業債の借入額を55億円としまして、30年償還、元金償還5年据置で試算をしてみますと、元金の償還が始まった時点で、そのときの標準財政規模にもよるんですけども、これは分母になるんですけども、1.4%程度増加すると思われれます。

市としましては、これまでの取り組みの中で先延ばしされてきた問題につきまして、将



来の展望も含めて当該事業が必要と判断する場合は、その実施により実質公債費比率の警戒ラインとされています18%を超えることがありましても、財政の健全化を図りながらも、実行に移すことも必要かと考えております。

この場合、実質公債費比率への影響でございますが、病院債の元金償還は、現時点では事業実施の場合の整備年度が未定でございますので、その時点での分母となる標準財政規模、あるいは分子となる公債費の状況の見きわめが困難でございます。

したがいまして、ご質問の平成28年度以降、18%を超えるかどうかの判断はできないのが現状でございますが、実質公債費比率を引き上げる一つの要因になることは確かでございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 今の答弁の中に、先延ばしされてきた問題という部分があったと思うんですが、具体的には何のことでしょうか。

○政策調整部長（東郷達雄君） ただいま答弁させていただきました先延ばしされてきた問題についてでございますけれども、例えば学校や保育園の耐震化、そして保育園の待機児童の解消、あるいはクリーンセンターの改築などが挙げられるんですけれども、これらは中期財政見通しの期間内の平成28年度までの事業実施を計画しているんですけれども、このこれらの元金償還は、そのほとんどが期間後、いわゆる平成29年度以降となりまして、実質公債費比率の上昇の要因となってきます。また、今後の取り組みとなる可能性があります野洲病院の関係につきましても、東館の耐震化の問題とか、経営状況の問題を抱えておられますが、もし市民の理解を得まして、公立の新病院を整備するとしますと、財政見通しの期間外におきましては、当然実質公債費比率の影響がございます。これらのことを意図しまして、答弁を申し上げたところでございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） ありがとうございます。

いずれにしても、大変厳しい財政状況が続くことが予想されます。現在は、平成24年度の予算編成の真ただ中ですが、山仲市長を初め、職員の皆様には、健康に留意をされ、職務に精励されることをお願いし、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。再開を2時40分といたします。

（午後 2時19分 休憩）

(午後 2時40分 再開)

○議長 (田中良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7号、第3番、井狩辰也君。

○3番 (井狩辰也君) 3番、井狩辰也です。私のほうから2点の件について質問します。

まず、第1点目、野洲市内における自転車の課題についてということで、湖岸道路、県道559号線ですね、近江八幡大津線を最近レクリエーションやスポーツの一環としてサイクリングされている方が増加しているように感じられますけれど、湖岸道路をサイクリングロードとして使用されることについて、市として現状認識としてどのような考えをお持ちですか。

○議長 (田中良隆君) 都市建設部長。

○都市建設部長 (橋 俊明君) 湖岸道路をサイクリングロードとして使用されている現状認識でございますが、最近全国的にも自転車の利用あるいはサイクリングをされる人が多くなっていることから、県道近江八幡大津線、いわゆる湖岸道路でございますけれども、におきましても利用者は増加しております。湖岸側の自歩道につきましては植樹帯を含めましてマウンドアップの歩道と一部フラットの部分もございまして、幅2.5メートルの歩道となっております。

これは本来琵琶湖の湖岸堤防でございまして、歩道と兼用の構造物であることから現在の堤防の管理者である水資源機構が制限を加えております。漁港や公園の入口には車どめが設置されておりました、水資源開発機構が管理上通行されることから、一般車両が歩道への乗り入れができないよう設置をされたものであります。

なお、参考といたしまして内陸側につきましては、幅2メートルのフラット方式でございます。

○議長 (田中良隆君) 井狩議員。

○3番 (井狩辰也君) 私も湖岸道路を車で走ってますと、やはり二、三台のサイクリング用の車が縦列になって走っていたり、ときには10台ぐらいのサイクリング車が縦列になって走っているのもよく見かけます。湖岸道路は信号も少なくてまっすぐな道なので、車が通るときはやっぱり危険だと思いますし、その10台、トラックとか大型車がやはり追い抜かせない場合とかもありまして、そこでちょっとした渋滞も発生するときもあります。そういった中で、やはり自転車が車道より歩道を使用してもらい、そういった取り組みも必要ではないのかと思いますけれども、どのようにお考えですか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 湖岸道路におきまして、自転車に自動車道よりも歩道を使用してもらうような取り組みについてでございますが、ご指摘がございましたように、自転車が車道を通行していることに対し、非常に危険であることから、歩道を使用してもらうようにということではありますが、自歩道以外は、基本的に自転車も車両であることから、車道を使用することになっております。当路線は自歩道表示がありますので、自転車は歩道を通行することが可能となります。

ただ、今回、平成23年10月25日付で、警察庁交通局長から各都道府県警察の長に対しまして、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」という通知がなされております。これはマスコミが大分取り上げておりますけれども。その中に、基本的な考え方といたしまして、今申しましたように従来、自転車利用者は、多くの歩道で自転車通行可という交通規制が実施されていたこともございまして、道路交通の場においては、歩行者と同様の取り扱いをされているものと誤解が生じている。近年の自転車に係る交通状況を踏まえ、車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保するために、いま一度、自転車は「車両」であるということを、自転車利用者のみならず、自動車等の運転者を初め交通社会を構成する全ての者に徹底させることとしたという基本的な考え方が示されております。

その後、私ども、滋賀県公安委員会と守山警察署との調整会議が開催されました。そのときにも自歩道の取り扱いに対してどうするのかと申し上げましたが、滋賀県警としては、歩道幅員3メートル未満については、自転車走行禁止などがうたわれている関係で、滋賀県公安委員会より法令整備が整うまでは判断できないとのことでもございました。

今後は、こういうことも踏まえ、滋賀県公安委員会と協議を進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 公安委員会とも協議していただきたいと思いますけれども、今おっしゃいましたように、自転車に乗る者の意識というものも大切だと思います。後ほどまたそれは質問させていただきますけれども、湖岸道路における自転車と自動車の接触事故というのは報告があるのかどうか。また、湖岸道路に限らず、野洲市内における自転車がかかわる事故の状況、その件数とか内容を把握されていたら、お願いします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 野洲市内におけます自転車がかかわる事故の状況やその件数の把握についてでございますが、野洲市内における自転車事故件数は、平成22年が39件、うち死亡事故が1件発生をいたしております。この死亡事故につきましては、今、課題となっております、案件となっております、県道近江八幡大津線、いわゆる湖周道路でございます、自転車配達途中の女性が歩道から堤防の下の水路に自損事故で転落して死亡したという死亡事故がございました。平成23年は10月末現在で43件、死亡事故は0件でございます。

市内で最も事故件数が多いとされますこの市役所前の野洲中央線においての平成18年から22年までの5年間につきましては、守山警察署より統計が出されているところによりますと、主に交差点やコンビニエンスストアでの出会い頭が多く23件発生しております。なお、平成23年の9月末現在では4件発生いたしております。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） こういった事故も実際起きておるんですけども、国土交通省と警察庁は、自転車通行環境整備モデル地区を指定して、自転車と共存できる都市づくりを進めております。本市においても、自転車道の整備を進めていく必要があるのではないかと思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 自転車道整備につきましては、現在、野洲市交通バリアフリー特定事業計画を基本に歩道の整備を進めているところでございまして、その中で区画線により、青色の点線の区画線によりまして、自転車通行レーンの整備を計画いたしておるところでございましたが、警察庁の先ほど申しました自転車は車道走行や歩道幅員3メートル未満につきましては、自転車走行禁止などがうたわれている関係で、滋賀県公安委員会より法令整備が整うまではライン処理の施工については停止を指示されているところでございます。

市内のほとんどの歩道につきましては幅員が3メートル未満でございまして、また両側には宅地があり拡張する用地の確保は不可能な状態でありますので、今までの経過も含めまして、滋賀県公安委員会にも強く要望してまいりたいというふうに考えてございまして、12月5日月曜日でございましたけれども、野洲市の交通安全対策会議がございました。このような状況を踏まえまして、守山警察署長には、こういった野洲市の状況を勘案のうえ、理解をいただきまして、できるだけ早急に、バリアフリーの事業を進めておりま

すので、今ですと、青色の点線の歩道の自転車の道の確保は可能でございますので、できる限り早急に、滋賀県として、結論を出していただきたいという旨を強く要望いたしました。念のために申し添えておきます。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 早急に、できる範囲ががんばってもらいたいんですけども、一朝一夕に自転車道路の整備というのはできないことはよくわかっておりまして、自転車道路のような環境面での整備がこれまで看過されてきて、現状大きな課題になっておるものと思います。ホームページを見ていますと、野洲駅周辺地区整備検討委員会の資料を見てみますと、その中でも自転車レーンを設置しない方向ということでもありますけれど、注意喚起サインと横断防止柵を設置するという内容でした。3メートルの幅員をとれない箇所もあるとは思いますが、そういった自転車の道路をこれから整備していく上で、自転車の視点、そういった課題を取り上げていくというのは、今後大事だと思いますので、そういった視点、できれば3メートル以上とっていただいて、自転車道のレーンも設置できるようにしていただきたいですけれども、こういった注意喚起サインとか、横断防止柵というのも、私はそういった視点としてはいいことだと思いますので、これからもそういった形でよろしく願いいたします。

最後に、自転車を運転する方の意識、先ほども出ましたけれども、意識改革も必要だと思います。現在そのような取り組みとして、市は何かされておられるのかどうか、伺います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 自転車を運転する方の意識改革とその取り組みについては、先ほど申し上げましたように、警察庁からの通知を受けて、全国的に自転車利用者に対するルール周知と安全教育の推進を求められております。

また、最近はブレーキ装置のついてない、いわゆる俗に言うピストバイクと言われる車を初めとします、そういった事故が急増しておりますので、こういった悪質、危険な交通違反については、その取り締りを推進するという旨の通知をいただいております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 通達でもあったということなんですけれども、道路交通法63条の

4第1項、車道または交通の状況に照らして、当該普通自転車の通行の安全を確保するため、当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合に、自転車の歩道走行を認めております。さらに、道路交通法63条の4、第2項に普通自転車の進行が、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならないとあり、現状でも、実際に自転車の立場として、気をつける、そういった意識の条文として書かれておりますので、そういったルールの周知、また我々一人一人自転車に乗る者の、一人一人の意識の改革で克服できることもございますので、そういったルールの周知をこれからしっかり行っていただきたいと思います。それで結構です。

次なんですけれども、行政カードの今後の展望ということで質問いたします。

平成23年11月度の全員協議会で市民サービスセンターの自動交付機の廃止を検討しているとの説明を受けましたけれど、本庁の自動交付機を廃止して、その交付機を市の中心地である図書館に設置されてはどうかと思いますけれども、どうですか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 自動交付機につきましては合併当初、本庁・分庁・野洲図書館の3カ所に設置しておりました。

現在庁舎に設置しております自動交付機につきましては、日常業務の窓口の混雑解消、利用者が申請書を書かなくても交付できるという利便性、また平成22年度の自動交付機の稼働率が38.3%と高いことから、本庁の自動交付機の廃止は考えておりません。

また、図書館の自動交付機は、平成14年8月に導入しておりました。当初は、野洲町役場から離れている地域の方への利便性と、故障時の対応等を考慮して2カ所で配置となっており、引き続き合併後も設置を継続しておりました。しかし、平成19年7月末で5年間のリース期間が満了となり、機械のたびたびの故障、あるいは利用頻度が非常に低いことから平成22年3月末で廃止したところでもございますので、図書館への再導入につきましては考えておりません。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 次に、市民カードの発行状況なんですけれども、市民カードの発行状況と、市民カードの発行促進の取り組みは、現在何かされておられるのか。また、登録住民基本台帳カード、住基カードなんですけれども、こちらの発行状況と、市の住基カードの発行促進への取り組みについてお伺いします。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 市民カードの発行状況につきましては、11月30日現在、登録者数3万167件。うちパスワード登録者数は2万3,776件でございます、パスワード登録の推進を広報紙や日常業務の中で推進しているところでございます。

また、住基カードの発行状況ですが、これも11月末現在でございます、989件の有効件数で、野洲市としての住基カードの利用が公的個人認証サービスと、写真付きカードでの公的証明の利用だけでございます、積極的な推進はしておりません。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 現在、税の申告をするためだけ、住基カードを使用されてるということなんです。その場合、利用価値というのはとても低いと考えます。それに500円払われてるんですけど、市民カードのサービスである住民票の写しや印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、また外国人登録原票記載事項証明書の発行を現在市民カードで行っているんですけど、それを今後の展望として住基カードへ移行されたらどうかと考えますけれど、見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 市民カードのサービスを住基カードへ移行してはどうかというご提案でありました。

現在の野洲市におけます住民基本台帳カードの利用価値につきましては、先に述べましたように公的個人認証サービスと、本人確認だけの利用だけでございます、国のほうへは税の申告書の電子申告ですか、そのときだけの利用でございます。提案いただきました市民カードと同様のサービスを住基カードへ移行する場合のシステム等の改修費用だけで、約4,000万円かかってくるということで考えますと、費用対効果が低いのではないかと考えられます。現在、市民カードのほうで住民票等の各種証明書を発行できるようなことができますことから、住基カードへの移行の必要性というのは現在のところ低いのではないかと考えておるところでございます。

失礼しました。システム改修費用として400万円が必要と。4,000万円と言いましたが、400万円ということで訂正のほうをお願いします。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 400万円ということなんですけれど。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。

（午後 3時00分 休憩）

(午後 3時00分 再開)

○議長（田中良隆君） 再開をいたします。

市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 答弁中、システム改修費用、最初4,000万と言いました。その後、訂正で400万と言いましたが、訂正前の4,000万必要ということで訂正をお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 4,000万ということなんですけれど、4,000万の費用対効果がないという答弁ですね。住基カードに関しまして、平成24年7月から外国人登録法が廃止され、外国人も住民基本台帳の適用対象となります。または、住基カードのサービスとして図書カードなども住基カードに統合されている自治体もあります。今現在、市民カード、図書カード、市民サービスのカードとして、1枚にまとめられるというメリットもあると思いますし、あと社会保障と税の一体改革で共通番号制ということで、住基ネットを使用していくということにもなっております。そういうことを考えれば、ぜひ計画的、段階的に住基カードへの以降を改めて検討されるべきだとは思いますが、見解をお伺いします。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 住基カードにつきましては、ただいまご指摘のとおり、社会保障制度と1枚のカードですべて見られるようなシステムにということで、国のほうが音頭をとって導入されたものと考えてますが、市が付加サービスを1枚のカードにするよりも、国でつくった制度であれば、国がもっとこの住基カードに対する付加価値を加えるべきではないかと思えます。そうしたことで、野洲市にとっても進んでいない、移行ができていないということだと思いますので、先ほども申し上げましたように、もっと市民にとってメリットが生まれてくるのであれば、進めていく必要がありますが、現時点では難しいのかなというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） ということは、改めて確認なんですけれども、住基カードに移行するということはもうないということによろしいですか。今の段階で考えてらっしゃらないということですか。わかりました。

それでは最後に、今の答弁を受けてあれなんですけど、市民カードで印鑑登録証明書を



発行するため、登録料として300円徴収しております。一方で、住基カードの発行に500円徴収していますが、今の答弁でしたら、住基カードを発行していく、サービスの充実とともに、500円、この値段差というのは是正されるべきではないかと思うんです。だから、今の答弁を聞いてたら、増加していこうとも何も思っただらしないということなんで、もう是正されるべきとは思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 現在、市民カード、市で発行している作成費が35円で、基本的には市民へ無償で交付するという事になっております。ただ、印鑑登録した場合には、手数料として300円を徴収しております。

また、住民基本台帳カードについては、ICが内蔵されていますので、カードの作成費が1,050円かかります。条例で2分の1相当負担で500円を徴収しておりますが、先ほども申し上げましたように、図書カードを住基カードに載せるということも可能なんですけど、非常に印鑑証明から非常に重要なものが内蔵されていくわけでごさいます、反対に、子どもなりが図書館へ行くのに、そういうような住基カードを持っていくかといえは、現状はなかなか難しい、もっと安い、失ってもいいようなカードの利用のほうがいいのではないかという考えもあります。そうしたことから、市民カードのほうが現時点では安く市民にとってもメリットがあるのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○3番（井狩辰也君） わかりました。結構です。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第8号、第5番、高橋繁夫君。

○5番（高橋繁夫君） 5番、高橋繁夫でございます。3点、お伺ひいたします。野洲市の教育の取り組みについて、教科書の採択について、県道野洲中主線供用開始に伴う安全対策についてお伺ひいたします。

ことは3月11日の東日本大震災や台風12号、15号での紀伊半島での集中豪雨など、天災による被害がありました。亡くなられた方々にご冥福をお祈り申し上げるとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げさせていただきます。

今回の一連の状況を見て感じることは、自然の脅威に対して、いかに人間は無力であるかということのを改めて痛感いたしました次第でございます。一方、福島原発事故を通しましては、人間は文明や技術の進歩のために、何か大きな犠牲を払ってしまったのではないかと考えている、きょうこのごろであります。

さて、そのような激動の2011年の締めくくりといたしまして、私は3点にわたりまして、議会で質問させていただくのであります。

まず、1点目は野洲市の教育の取り組みについて行うものであります。教育を取り巻く環境や状況が大きく変化してる中、少子高齢化、高度情報化の進展、子どもの学力、基本的な生活習慣、不登校、家庭・地域の教育力等解決すべき多くの教育課題が生じてきています。これらの課題を解決し、本市の教育の発展のために、教育施策をどのように推進していくのを明らかにした、野洲市教育振興基本計画が策定され、平成23年度から平成27年度までに取り組むべき教育の基本的な方向が確認され、この基本計画の実現を目指す取り組みの具体化、平成23年度当初からの円滑な実施を期して、元気な学校づくりマスタープランが作成されました。

私は本年10月に東京都荒川区に視察に行かせていただきました。この荒川区では、教育に非常に熱心に取り組まれております。その取り組み状況を紹介させていただきますと、平成20年度より、学校パワーアップ事業を実施されておまして、この事業は主に3本の柱からなっております。1本の柱が学力向上マニフェストであり、2本目が創造力あふれる教育の推進であり、3本目が未来を拓く子どもたちの育成でございまして、この3本の柱を中心として取り組まれております。

この学力向上マニフェストでは、教育の授業力の向上策や子どもの学力向上策について、各学校が学力向上マニフェストとして、保護者や区民に公表されております。2本目の柱である創造力あふれる教育推進では、心の教育、健康、体力づくり、地域社会と一体となった教育を推進する取り組みを進められております。未来を拓く子どもの育成では、個性や可能性を开花させ、子どもの学びを引き出すことをねらいとされています。この3つの分野で各学校は知恵を絞り、項目を打ち出すわけですから、各学校が大変特色のある取り組みをされており、この事業に取り組んだことにより、教職員の活性化、児童の学力向上の成果に結びついているとのことでありました。

そこで、野洲市では、荒川区のようなオリジナリティーにあふれたプランが策定されているのかをお伺いします。

また、このプランにより、教育現場でどのような成果があらわれているのかをお伺いします。

次に、教科書採択について伺うものであります。

新教育基本法が制定され、この基本法が示す教育目標には、豊かな情操や道徳心、公共

の精神、伝統と文化の遵守、愛国心などの育成が掲げられ、教科書作成の指針である学習指導要領も同じ趣旨が明記されております。

教科書の検定基準には、この教育目標に則した教科書の作成を義務づけていました。

かつて教科用図書検定調査審議会には、公正かつ適切な教科書採択を提言し、文部科学省では、採択に当たっては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した十分な調査研究が必要であることや、教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた、教科書改善に当たっての基本的な方向性を参考にし、各採択者の権限と責任のもと、十分な調査研究が行われ、適切な採択がなされることと通知された経過があります。

そこで、2011年からの教科書の採択に当たって、このような趣旨が反映されたものかどうかを教育長に所見を伺うものであります。

次に、県道野洲中主線供用開始に伴う安全対策について伺うものであります。

この県道野洲中主線におきましては、平成11年度から滋賀県において取り組まれ、ようやく来年4月もしくは5月に暫定供用開始がされることを、先般の議会全員協議会で説明を受けたところであります。この暫定供用開始に合わせまして、市道大篠原入町線の延長取り付け区間も滋賀県で整備され、待ち望んでおりました県道とアクセスが完了いたします。現在は新幹線沿いの農道が閉鎖されたことによりまして、車は井上金属の琵琶湖側の市道を迂回しておりますが、この市道は狭小でカーブがきつく、離合することにも難渋されてることから、利用者並びに近隣住民の方から、市道大篠原入町線の延長区間の早期完成の要望を聞いております。

今回の暫定供用開始では、県道野洲中主線の交通量もふえますし、市道大篠原入町線の通行量も当然ふえることから、交通安全対策が望まれるところであります。

そこで、交差点の安全対策の一番の原点であります信号機の設置ができるのかをお伺いいたします。

次に、全体の詳細なスケジュールと、近隣の安全対策を伺うものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 高橋議員の野洲市の教育の取り組み、オリジナリティーにあふれたプランにつきましてのご質問についてお答えいたします。

昨年度、「元気な学校づくりマスタープラン」を作成し、今後5年間において取り組むべ

き課題及び課題解決の方向を明らかにしました。

今年度、各学校はみずからの実態に応じたオリジナルプランを学校経営管理計画として作成し、校長の指揮監督の下、全教職員が一丸となって学校改善に向けて取り組んでおります。オリジナリティーにあふれるプランであると認識しているところであります。

また、今回の特色あるプランの推進により、教育現場ではさまざまな成果を挙げています。幾つか例を挙げさせていただきたいと思えます。

例えば、今年4月に実施しました本市独自の学力・学習状況調査によりまして、各学校の学力向上策が見直され、その結果、すべての学校において、学習指導の改善や家庭学習の充実が図られました。学力向上策の一環として、夏季休業中の補充教室や質問教室を実施した学校もあります。

さらに、道徳の授業研究や、学習参観日等における道徳の授業公開を実施し、心の教育の充実が図られるとともに、すべての小学校で、オリジナルの業間運動に取り組むなど、体力づくりにも成果を挙げております。

また、地域に根ざした学校づくりに向けては、読本「郷土の偉人」の計画的な活用や、地域の自然・文化に学ぶ教育活動の一層の推進など、地域の教育力を生かした特色ある取り組みを展開しているところでございます。

北野小学校では、今年から、家庭・地域の皆様の教育力を「学校応援団」として組織化し、より一層、家庭・地域と一体となった教育活動が始まりました。この「学校応援団」については、他校でも今後の組織化を目指しております。

今年度は初年度ではありますが、このような成果の積み重ねにより、生き生きと学ぶ子どもたちの育成が図られるとともに、教職員の職務に対する自信と意欲につながり、本市がめざす「元気な学校」の姿に着実に近づきつつあると捉えているところでございます。

今後4年間の取り組みを通じてさらに大きな成果となるよう、教育委員会として学校を支えていきたいと考えます。

なお、学力向上策を初め、各学校の取り組みについては、学校通信などにより家庭・地域に情報を公開しておりますが、今後は、一層の情報提供に努力していきたいと思えます。

次に、高橋議員の2番目の質問でございます、教科書採択に係るご質問についてお答えいたします。

ことし8月、来年度から使用する中学校の教科書について、教育委員会において採択を行いました。

教科書採択に当たっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、採択地区協議会を組織することが求められます。

本市が属する採択地区協議会においては、83名の調査員が5月下旬から7月上旬まで調査研究を行いました。「教科書改善に当たっての基本的な方向性」を確認しつつ、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた内容・資料・構成等であるかについて、きめ細かく調査研究を行ったところです。

この採択地区協議会での調査研究や検討の結果について考慮しながら、教育委員による審議を行い、教育委員会の権限と責任のもとに教科書を採択したものであります。

したがいまして、文部科学省や教科用図書検定審議会が示す趣旨が十分に反映される中、本市の子どもたちのため、公正かつ適切な教科書採択ができたものと考えております。

以上、高橋議員のご質問に対する回答といたします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、高橋議員の県道野洲中主線供用開始に伴います安全対策につきましてお答えをさせていただきます。

県道野洲中主線につきましては、平成24年春の暫定供用開始を目途に現在、家棟川の橋梁工事並びに道路築造工事等を滋賀県の方で実施していただいているところでございます。

ご質問の全体的なスケジュールにつきまして、暫定供用開始が来年の5月ごろになる予定でありますので、また、完成断面による供用開始につきましてはその1年後平成25年3月を目指しているところでございます。その後、現在の石積みの狭い跨道橋がありますけれども、そこにボックスカルバートを整備いたしまして、すべての事業が完了することになる予定でございまして、大体25年の5月か6月ごろになろうかなという、県の見通しでございます。

また、道路の安全対策につきましては、公安委員会と協議しながら事業を進めていただいております。県道野洲中主線と市道大篠原入町線、いわゆるふるさと農道のところでございますけれども、この交差点につきましても、来年の春には整備をされますが、先ほどの中島議員にもお答えしたとおり、信号の設置が暫定供用に間に合わないという予定でございますので、安全性の確保をしながら、マナーや警察の取り締まり含めまして、強化していただくことと、並びにまた市道の供用開始時期をどのようにするかにつきましても、南部土木と守山警察署と協議を重ねまして、判断をしてみたいというふうに考えており

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 高橋議員。

○5番（高橋繁夫君） それでは、再質問いたします。答弁いただきまして、まことにありがとうございました。それでは、せつかくの機会でございますので、もう少し議論を掘り下げる意味で、再質問をさせていただきます。

まず、教科書採択でございますが、ただいまの教育長の答弁でいえば、文部科学省や、教科書図書検定審議会の趣旨が反映され、本市の子どもたちにとって、公正かつ適切な教科書が採択できたものと答弁をいただきました。今後はこれらの教科書によりまして、健全な児童が育つことを期待するものであり、今回採択された教科書はどこかの出版社のものか。教科書は別にとお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの高橋議員の再質問にお答えを申し上げます。

ただいま、今年度採択をされました中学校の教科書の、出版社と教科書名の答弁でございますが、今、手元に資料がございませんので、資料を提出をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（田中良隆君） 高橋議員。

○5番（高橋繁夫君） それでは、次に、野洲市の教育の取り組みであります。元気な学校づくりマスタープランを作成して、今後5年間において取り組むべき課題と、課題解決の方法を明らかにした答弁でありました。ことしも篠原小学校の運動会に寄せていただきました。本当に元気な児童たちを見てると、元気な学校づくりの成果があらわれてると感じております。そういった意味で、体力づくりは確実に成果があらわれていると感じておりますが、表にあらわれず、表面化しない、心の教育が私は肝心であろうと思います。

そこで、現在の心の教育につきまして、具体的な取り組みをお伺いするものであります。

次に、県道野洲中主線であります。都市建設部長より答弁をいただきましたが、もう少し説明をお願いしたいと思っております。

まず、信号機の設置であります。このふるさと農道では、入町地先の信号の設置で、供用開始が半年間延びた苦い思いを篠原学区では経験いたしております。そこで、県道安養寺入町線の信号の設置の見込みを伺うものであります。

次に、安全対策といたしまして、当県道の新幹線の下が歩道の設置ができないのではな

いかと思うのですが、この歩道の対応についてお伺いいたします。

次に、この県道野洲中主線は、現在国道8号線の取りつけで終了となっておりますが、滋賀県への要望では、竜王インターチェンジへ延びる計画を要望されております。この計画の現状の情報を伺うものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 高橋議員の再々質問にお答えを申し上げます。

心の教育の取り組みの状況でございますが、心の教育につきましては、一つは道徳の授業につきまして、道徳の副読本、心のノートなどを適当に、有効に道徳教材の使用をいたしまして、心の教育に努めているところでもございます。また、道徳の授業研究会をそれぞれの学校で行っておりまして、この道徳の授業研究会、あるいは授業参加につきましては、地域の皆さんにも公開をしておりますので、地域の皆さんと一緒に道徳の授業を参観をしていただいて、学習に努めておるところでもございます。また、マスタープランでは、心の教育を少し広い意味で解釈をいたしまして、すぐれた舞台芸術だとか、あるいは体験の活動とか、あるいは伝統文化とか、そういったものの体験活動とか、あるいは鑑賞とか、そんなものも含めて、豊かな心の育成に努めておるところでもございます。

なお、先ほどの答弁の中で、業間運動というような言葉を使いました。これは授業と授業との間の長休みに、運動場を計画的にランニングをしたり、あるいは縄跳びをしたり、これは各学校によって違うわけですが、そういった運動をしているのを業間と申し上げましたので、つけ加えておきたいと思えます。

それと、先ほど資料がございませんでしたが、平成24年度の主要教科用図書の選定の一覧でございますけども、申し上げたいと思えます。国語につきましては東京書籍、それから書写につきましては東京書籍、社会科につきましては東京書籍。すいません、平成24年度の小学校の教科書でございます。もう一回申し上げます。国語が東京書籍、書写が東京書籍、社会科が東京書籍、地図が帝国書院、算数が大日本図書、理科が東京書籍、生活が大日本図書、音楽が教育芸術社、図画工作が日本文教出版、家庭が開隆堂、保健が東京書籍でございます。

中学につきましては、ちょっと今資料がございませんので、また後ほど申し上げたいと思えます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

信号の件に関しましては、所管いたします市民部長よりお答えをさせていただきます。私のほうから、野洲中主線、現在の歩道の狭くなっている、そこら辺のことをお尋ねでございますので、それにお答えをさせていただきたいと思っています。

この都市計画道路につきましては、実は昭和36年の計画決定のときには、前にも申し上げたかも知れませんが、市道1号線、いわゆる篠原小学校の前が決定をされておりました。それに基づきまして、新幹線のところが広くあけられたという経過がございます。その後、昭和47年に都市計画法の改正に伴いまして、都市計画道路の見直しがされました。恐らく湖岸の県道大津能登川長浜線並びに湖南幹線とのアクセスを踏まえまして、現在のルートに変更になったというふうに我々は聞いておるところでございます。したがって、現在の新幹線の下が非常に狭くなる、現在、計画しております井上金属の横あたりにつきましては、歩道は両側歩道で3.5メートル、そこに植樹帯が2.25メートルでございますので、かなり計画は20メートルでございますけれども、両側歩道は、これは不可能でございますので、新幹線の中につきましては、今、県の計画では1メートル60から1メートル80の片側の自歩道になる、いわゆる北中学校の通学路の関係もございまして、それぐらいの幅員しかとれないということでございます。

これが入町のあのようなコンクリートのけたの、いわゆる新幹線の構造になってますと、場合によっては、歩道を迂回して、歩道を拡幅するという手法も考えられますけれども、このところについては盛土方式でございますので、現在のいわゆる新幹線が非常に、当然直線でございますので、スピードを出される区間でもございますので、そうしたことを考えますと、今の1メートル60から1メートル80で当面はいかざるを得ないということでございますが、県といたしましても、今後の大きないわゆる課題として受けとめておられるということでございますので、引き続き、歩道の形態について、協議なり要望をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

次に、3点目の国道8号から竜王町への新しい道路を要望しておりますけれども、その現在の取り組み状況でございますけれども、これにつきましては、ことしも平成23年度の国、県要望につきましては、仮称ではございますが、湖南東近江広域幹線道路の整備計画の策定ということをやっています。いわゆる実施ではなしに、整備計画をまず策定していただきたい。取っかかりとして、整備計画を何とか県でお願いしたいということを強く申



し上げておりますし、また野洲市、湖南市、竜王町で構成いたします、野洲、湖南、竜王総合調整協議会におきましても、当該先線につきまして、強く要望させていただいたところでございます。

ただ、今現在は、県は非常に財源が厳しいということでございますので、新規の県道の事業は当面差し控えるということをお願いしておりますので、厳しい状況となっております。今後は、当県道の道路の整備計画の策定につきましては、先ほども答弁いたしましたように、交通ネットワークの整備計画を策定いたしておりますので、その中に位置づけまして、今後引き続き強く県に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 高橋議員の再質問にお答えします。

安養寺入町線とふるさと農道の交差点の信号設置についての関係でございます。供用開始後、あの交差点につきましては、もう何回も追突等、事故が発生していることも承知しております。

現在、篠原駅の改修にあわせまして、バイパス道路の実施設計に入っている段階でございますので、そういった部分が見えて、並行して、信号設置につきましては、公安委員会のほうへ強く要望していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 高橋議員の教科用図書の選定につきましての、図書の発行社でございますが、中学校の部を申し上げます。国語、光村図書。書写、光村図書。社会科、地理的分野、帝国書院です。歴史的分野、日本文教出版。公民的分野、日本文教出版。地図、帝国書院。数学、大日本図書。理科、啓林館。音楽一般、教育芸術社。音楽器楽合奏、教育芸術社。美術、日本文教出版。保健体育、東京書籍。技術家庭技術的分野、開隆堂、技術家庭家庭的分野、開隆堂。外国語、開隆堂。以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（田中良隆君） いやいや、もう再々質問は終わったということで、発言はできないということで了承いただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明8日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日にはこれにて延会いたします。(午後3時36分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年12月7日

野洲市議会議長                    田 中 良 隆

署 名 議 員                    井 狩 辰 也

署 名 議 員                    市 木 一 郎

